

令和4年第2回定例会
五ヶ瀬町議会会議録

開 会 令和4年6月14日

閉 会 令和4年6月21日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和4年第2回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和4年6月14日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定について
日程第 3. 諸般の報告
日程第 4. 行政報告
日程第 5. 報告第2号
専決処分の承認を求めることについて
(五ヶ瀬町税条例等の一部改正について)
日程第 6. 報告第3号
専決処分の承認を求めることについて
(五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について)
日程第 7. 報告第4号
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(専決第3号))
日程第 8. 報告第5号
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号))
日程第 9. 報告第6号
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険会計補正予算(専決第1号))
日程第10. 報告第7号
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(専決第1号))
日程第11. 報告第8号
専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号))
日程第12. 報告第9号
専決処分の報告について(工事請負契約の変更について)
日程第13. 報告第10号
繰越明許費繰越計算書について(五ヶ瀬町一般会計)
日程第14. 議案第22号
五ヶ瀬町副町長の選任同意について
日程第15. 議案第23号
西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について
日程第16. 議案第24号
五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第17. 議案第25号
令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(第1号)について

- 日程第 18. 議案第 26 号
令和 4 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 19. 議案第 27 号
令和 4 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 20. 議案第 28 号
令和 4 年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい
て
- 日程第 21. 議案第 29 号
令和 4 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について
- 日程第 22. 議案第 30 号
物品購入契約の締結について

○ 出席議員（8名）

1 番	甲斐 義則	議員	2 番	小笠原 将太郎	議員
3 番	田中 春男	議員	4 番	太田 保義	議員
5 番	渡邊 孝	議員	6 番	佐藤 成志	議員
7 番	綾 健一	議員	9 番	甲斐 政國	議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	垣内 広好
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	菊池 光一郎
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

○事務局長（後藤 重喜君） 事務局長です。開会5分前となりました。会議に入る前に、ご報告申し上げます。

秋本 良一 議員が、去る5月11日にご逝去されました。ここに慎んで哀悼の意を表し、故・秋本 良一 様の、ご冥福をお祈り申し上げ、ただ今から、1分間の黙祷をささげたいと思います。

それでは皆様、ご起立をお願いします。

黙祷。

お直り下さい。ご着席ください。

午前10時00分開会

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和4年第1回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

御報告します。本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。

次に、事前に申請許可を受けたものに限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、佐藤成志議員、7番、綾健一議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの8日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、令和4年3月から令和4年5月までの例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

このたび、小迫幸弘町長が町政を担われることになりました。町長から行政報告（所信表明）の申し出がありましたので、ここで町長の発言を許します。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 私の所信を述べさせていただきます。

私は、去る5月15日執行の五ヶ瀬町長選挙に立候補させていただき、町民の皆様の御支援と御支持をいただき、町長として信任をいただきました。町民の皆様方に感謝を申し上げるとともに、町政発展のため、全身全霊で取り組んでまいり決意を新たにしたところであります。

前任者をはじめ五ヶ瀬町を築き上げてこられた諸先輩方の、まちづくりへの思いをしっかりと受け継いでまいります。

また、議員の皆様並びに町民の皆様方には、今後の4年間におきまして、格別なる御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの影響で、我々はこれまで普通に続けてきた暮らしや生活スタイルの見直しを迫られ、新たな生活様式への転換を余儀なくされました。ウィズコロナ時代を生き抜くためのウイルスとの戦いは、多くの不自由さを求められますが、この機会をこれまでの習慣を見直すチャンスと捉え、デジタル技術を取り入れたより豊かな暮らしの実現に向けた足がかりとすべきチェンジのときかもしれないと思っています。

五ヶ瀬町の人口は、将来にわたって減り続ける予測です。そして、急速な人口減少が様々な問題を引き起こします。できるだけその減少の速度を緩やかにしていく必要があります。そして、人口が減少しても安全安心で豊かな暮らしを実現するために、限られた財源の中で効率性の追求もしつつ、未来志向の町政運営を町議の皆さんと一緒に考え進めてまいりたいと考えております。

第6次五ヶ瀬町総合計画と整合を図りつつ、私は、次の項目を柱に、暮らしを守り、人を呼び込み、活力を生み出し、持続可能なまちづくりを目指します。

まずは、人口減少対策です。

地域に人が残るための施策です。これまでも取り組んできたものを含め、住宅整備や子育て支援、情報発信などの足りない部分を補強して、総合的な取組として成果を出してまいります。これまで以上に町民の方々の御協力もお願いして、一緒に進めていくことが重要だと考えています。

次に、暮らしを支えるまちづくりです。

安心して暮らしていくためのハード・ソフト対策です。高齢者の方々の社会参加による生きがいづくりや、日常生活をされる上での課題の解決も取り組みたいと考えます。

そして、西臼杵地域公立病院の統合・再編も計画どおり進め、医療の確保に努めてまいります。

町全体の防災・減災力を高めるとともに、いざというときに自助・共助・公助、バランスの取れた対応が取れるよう、町民関係者の意識の高揚と連携強化にも努めます。

次に、魅力と活力あるまちづくりです。

町の主産業である農林業の活性化が町の活性化に大きく関係します。これまでどおり必要な支援を行いながら、将来に向かっての課題を整理・共有し、それぞれの関係者と真剣に話し合いを重ね、対策に取り組んでまいります。

各産業を通して、若い世代がいろんなことにチャレンジすることを支援して、活力を生み出していきたいと考えています。地域の資源を活用するとともに、磨き上げを通してさらなる人の呼び込み、高速道路整備を見据えながら対策を取ってまいります。

第三セクターは、雇用と経済を回す大切な職場です。現状の経営の課題を分析し、抜本的な経営の在り方を模索してまいります。

最後に、財政の健全化でございます。

公共施設のメンテナンスや社会保障費の増加が避けられない中、中長期の財政の見通しを立て、経常経費の削減とスクラップ・アンド・ビルドの徹底により財政基盤を強化し、安定した行政経営の確立を目指していかなければなりません。

公共施設等については、統廃合等を含め方向性を検討し、将来負担の平準化等軽減を図ってまいります。

また、ICTの積極的な導入によるサービス向上を図る一方、近隣市町村との連携した事務の共同化や民間活力の導入、AI、RPAを積極的に導入して経費の節減に努めてまいります。

そして、質の高い行政サービスを提供するため、職員相互の信頼と理解を深め、融和された職場環境を構築し、一人一人の意識改革により役場の組織力を向上させるとともに、町民の皆様の声に耳を傾ける姿勢を基本とし、開かれた行政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、所信を述べさせていただきましたが、住民の皆様の幸せを実現することが行政の最大の使命です。多くの住民の皆様の民意を受け、愛する五ヶ瀬町のために、未来の子供たちのために、粉骨砕身尽力する決意でございます。

そして、ただいま申し述べました施策を一つ一つ実現可能なものにしていくには、議員の皆様をはじめ住民の皆様方の御理解、御協力がなければ一歩も前に進めることはできません。そのためには、開かれた行政運営はもとより町民の皆様方の声に耳を傾けながら、一人でも多くの方々に御理解をいただく努力を重ねてまいることが重要と考えています。

しかしながら、将来を見据えたときに、場合によっては住民の皆様に痛みを伴う改革をお願いすることもあるかもしれません。その折には誠心誠意丁寧な説明をさせていただきますが、揺るぎない信念を持って決断してまいる所存でございます。

住民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様、どうぞ心を一つにして、ともに明日の五ヶ瀬町のために新たな道のりを歩んでいただきますようお願いを申し上げます。

2030年までを計画年とした第6次五ヶ瀬町総合計画の実現に向けて、力の限り精一杯努めさせていただきますことをここににお約束し、私の所信とさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 小迫幸弘町長におかれましては、町政発展のため、今後4年間にわたり御尽力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

これで、行政報告は終わりました。

日程第5. 報告第2号

日程第6. 報告第3号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第5、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（五ヶ瀬町税条例等の一部改正について）から、日程第6、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について）までの2件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、報告第2号から報告第3号までの2件は、これを一括議題とします。

本2件について、町長から報告の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町税条例等の一部改正についてであります。

このたびの五ヶ瀬町税条例等の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものであり、専決処分し、4月1日より施行したものであります。

なお、本改正の主な内容は、個人住民税につきまして、住宅ローン控除の見直し、納税環境整備において、地方税務手続のデジタル化等が見直しなどが主な内容となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

専決処分しましたのは、五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

このたびの五ヶ瀬町国民健康保険税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、専決処分し、4月1日より施行したものであります。

なお、本改正の主な内容は、国民健康保険の保険税について、被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、当該保険税の賦課限度額の見直しが主な改正内容となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま報告の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、報告名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本2件について討論を行います。討論がありましたら、報告名を示して発言してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（五ヶ瀬町税条例等の一部改正について）は、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について）は、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

日程第7. 報告第4号

日程第8. 報告第5号

日程第9. 報告第6号

日程第10. 報告第7号

日程第11. 報告第8号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第7、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第3号））から、日程第11、報告第8号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号））までの5件は、これを一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、報告第4号から報告第8号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件について、町長から報告の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 報告第4号専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第3号）です。

今回の補正は、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算第6号以降に生じた事務事業費の不用額の整理を行うことと合わせて、町税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税及び国・県支出金等が確定したことにより、収支を明確にするため、3月31日付で専決処分したものです。

歳入歳出予算総額から、それぞれ8,987万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ45億4,562万8,000円とするものです。

それでは、1ページの第1表歳入歳出予算補正の主なものについて、説明します。

歳入では、地方交付税を交付額の確定に伴い、普通交付税1億1,467万2,000円、特別交付税を1億408万5,000円増額計上しました。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策関連の2つの臨時特別給付金事業補助金を3,466万8,000円減額しました。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金を932万3,000円減額しました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金を395万円減額しました。

繰入金は、財政調整基金繰入金の減額が主なものです。

次に4ページ、歳出について説明します。

議会費から5ページの公債費まで、不用額の整理に伴う減額が主なものです。

諸支出金につきましては、公共施設等整備基金積立金を1,075万4,000円増額計上しました。

予備費につきましては、主に翌年度への繰越金に充てるための財源調整として計上しました。

次に6ページ、第2表の繰越明許費補正は、事業費の変更によるものです。

次に7ページ、第3表、地方債補正につきましては、各事業債の調整を行ったものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

報告第5号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）です。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ257万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7,829万8,000円とするものです。

まず、1ページの歳入につきましては、主なものとして、使用料及び手数料、繰入金を減額するものです。

次に、2ページの歳出ですが、主なものとして、需用費及び公課費を、簡易水道費の総務費として減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）であります。

今回の補正は、収支決算額の確定に伴う補正であり、3月31日付で専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,332万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億7,059万2,000円とするものです。

予算書1ページの歳入の主なものについて説明いたします。

国民健康保険税は、調定額に合わせ調整をしております。

県支出金は、普通調整交付金及びその他特別調整交付金の交付額の確定により減額をしております。

繰入金は、一般会計からの繰入金の減額であります。

諸収入は、延滞金を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費につきましては、不要額を減額しております。

保険給付費は、療養給付費、療養費、高額療養費、出産一時金及び葬祭費の不用額を減額しております。

保健事業費は、保健衛生普及費、疾病予防費及び特定健康診査等事業費の不用額を減額しております。

予備費につきましては、調整額を減額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

報告第7号専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（専決第1号）であります。

今回の補正は、補正予算第4号以降に生じました収支決算額の確定に伴う補正であり、3月

31日付で専決処分をしたものであります。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ544万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億882万6,000円とするものです。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ35万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ106万2,000円とするものです。

それでは、主なものについて、予算書1ページの歳入から説明をいたします。

保険料は、調定額に合わせ調整しております。

国庫支出金は、介護給付費負担金の増額が主なものです。

繰入金は、一般会計繰入金を介護給付費等実績に基づき減額しております。

続きまして、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費等の不用額を減額しております。

保険給付費は、給付実績額に基づき、居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、居宅介護サービス計画費等を主に減額しております。

地域支援事業費につきましては、不用額について減額をしており、包括的支援事業・任意事業費、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費が主なものです。

諸支出金については、サービス事業勘定への繰出金の減額及び介護給付費準備基金積立金の増額が主なものです。

基金積立金につきましては、第1号被保険者の介護保険料の余剰金について、介護給付費準備基金に積立てを行っております。

予備費は、調整額を追加しております。

それでは次に、介護サービス事業勘定について、21ページからの歳入から御説明いたします。

サービス収入につきましては、介護予防サービス計画費の収入について減額しております。

繰入金につきましては、保険事業勘定から繰入金を減額しております。

続きまして、22ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費等の不用額を減額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

報告第8号専決処分の承認を求めることについて、提出理由の御説明を申し上げます。

専決処分をいたしましたのは、令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）であります。

今回の補正は、収支決算額の確定に伴う補正であり、3月31日付で専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ95万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、そ

れぞれ5,618万7,000円とするものです。

予算書1ページの、歳入の主なものについて御説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料の減額及び普通徴収保険料の増額です。

繰入金は、一般会計から繰り入れる事務費繰入金の減額です。

諸収入は、後期高齢者広域連合からの健診事業の受託事業収入の減額です。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、不用額を減額しております。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金の不足額を増額しております。

保健事業費は、健康診査費の不用額を減額しております。

予備費につきましては、調整額を増額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま報告の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、報告名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。

報告第4号の令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算のことについてお聞きします。

ページ数が38ページです。ここに児童措置費、その中に扶助費とありますが、この児童手当、子育て世帯への臨時特別給付金、これがかなり減額となっておりますが、この児童数とか子育て世帯というのは、年度年度である程度数は把握できるんじゃないかなと思いますけれども、この減額になった理由をお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

見込みをちょっと多めにしてしまったというのが、一つはございます。ほとんど田中議員がおっしゃるように、人数はある程度把握はできるはずなんですけれども、多めに予算化をしたというのと、残りが、前のページにあります。若干今年度に繰り越す予算も別途計上しておるところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。

報告第4号です。専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算）、そのページ数50ページなんです。50ページ中の教育総務費、その中の事務局費、それで職員手当、この中で会計年度職員超過勤務手当20万円減額、それから超過勤務手当5万

円減額、この根拠は何なんですか。見積りが多かったということですか、それとも職員の異動か何かあったんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。

この金額につきましては、見込みよりも実績が少なかったというところの減額でございます。以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） こんなことを言うと大変失礼なのかもしれません。できるだけ時間内に収めてくれ、そういった姿勢はなかったんですよね、教育に関しては、それはないですよ。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） いずれも時間内に収まっているというところで、そういう指導もしております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 了解しました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本5件について討論を行います。討論がありましたら、報告名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第3号））は、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号））は、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））は、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（専決第1号））は、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第8号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号））は、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

日程第12. 報告第9号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第12、報告第9号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題とします。

本件について、町長から報告の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 報告第9号専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場庁舎解体工事における工事請負契約の工期変更であります。

同工事は、令和3年12月7日に契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、当初設計にはなかった建物内動産の処分を追加し、また旧庁舎内に残っていた河川水位計の移設にも不測の期間を要したことなどから、令和4年3月31日までの工期を令和4年6月20日までと延伸したものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま本件について、報告の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。

確認をさせてください。当初設計になかった建物内動産の追加処分という言葉が出ていますが、不動産なら分かる、動産で当初設計になかったということはどういう、見積り不足なんですか、それとも。当初設計に上がっていなかったということですか。これ委託か何かされたんで

す、多分、当初設計見積りは、違うんですか。そこ辺が業者とはどういう話をされたかお教えてください。お願いします。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。太田議員の御質問にお答えします。

建物内動産の追加処分といいますのは、キャビネットとかをいろいろ町民の方に配付したものであるんですけど、それ以外でもう使えなかった品物もございます。そういったのが処分の分の追加になったということで、その分の金額が上がったということと、それと、プラス河川水位計の移設ということで、工期のほうは6月20日に延伸したものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。

動産とかでしたら、事前に分かるわけですよ、これだけあるということが。だから、このうち町民が引き受けるだろう、引き受けないだろうということを想定して、全部処分して予算見積り立てることは不可能なわけですか。

確かに、町民にどうぞというあれ出ましたよね、譲りますよと。当初の予算としては、それはして、全ての動産を調べ上げて、一覧表として積算すれば適正じゃないんですか。その後で町民にどうぞというのが私は筋だと思んですが、どうでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 太田議員の再質問にお答えします。

建物を壊す場合には、その備付けのやつもあるし、要するに建てこんであるやつなんかもあります。最初のは、壊すときの積算というのが、結局詳細な積算というか、要するに見積りも入った中での積算になりますので、そこを細かく本当はやればいんでしょうけど、なかなかそれは、いざ今度は工事発注した中で、これも追加でというなのが出てくるのが、もう大方の解体に要するものだとは思いますが。

あと、要するに、金物なんかが出てくるやつは、全部分別しなければいけないとか、そういったのも最初想定していなかったものが、やっぱり出てくる可能性はありますので、それは仕方ないことだと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。

ほとんどが備品だったと思うんですよ、移動難しいのは。多分備品台帳なんかに記載されている部分があったと思うんですけど、そこ辺までチェックされたら、もう大体話は分かりました

けど、もっと適正な金額出たんじゃなかろうと思いますけど、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これで、本件の報告を終わります。

日程第13. 報告第10号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第13、報告第10号繰越明許費繰越計算書について（五ヶ瀬町一般会計）を議題とします。

本件について、町長から報告の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 報告第10号繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、令和3年度五ヶ瀬町一般会計予算のうち、旧庁舎解体事業、社会資本総合整備交付金事業及び新型コロナウイルスに関連した臨時特別給付金事業等を繰越明許費として、令和4年度に繰り越すべき事業費として、その財源内訳を明らかにしたものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま本件について、報告の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。

この中で、土木費の土木総務費、その中に用地購入費が入っていますが、当初設計にはこういった用地購入費とかは含まれないんですか、繰越明許になっていますけど。土地の代金が未払いで残るとかありませんね。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。太田議員の質問にお答えします。

要するに、事業がまだ、用地購入がされていないから繰り越すんです。用地購入がされていれば年度内支出なっているんですけど、まだ事業が継続中ということで、事業自体も繰り越すということで、本体の工事業です。その前に用地も付随してきますので、その分も繰り越すという形を取らざるを得ないと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 用地購入はこの時点でまだ済んでないんですか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 地権者と進めながら、まだ購入までに至っていないということになります。（発言する者あり）ちゃんと購入してからしか事業始めませんので、やっぱり発注時期にもよると思うんです。それが年度末ぐらいになってくると、そこで成立しないです、それから繰り越した中ということでの事業ということ考えていただければと思いますけど。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 太田です。

要するに、青写真とかは地権者には説明してあるんですよね。そこはまだ未確定、こうなりますということは。それも分からないということですか。でなけりゃこんな金額出ませんよね。ここ買うんだったらこれぐらい必要だろうという、そういったことは地権者には説明してあるのかどうかです。まだそこまで行っていないということですか。

用地ですから、当然地権者がいると思うんですけど、その方たちには、こういったことで工事を進めますからということ積算されていると思うんです。でないからこんな金額出ないですよ。じゃあ、勝手に地権者の同意なしに測量しているんですか、これ。そこだけです、地権者に説明してあるかどうか。

法的に必要ないというんだったらいいです。私、常識として、その地権者に事前に了解もらった上で工事していくのが、一番ベターじゃないかと思うんですけど、それだけです。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） すみません、再度太田さんのほうに質問の確認なんですけど、社会資本総合交付金事業のほうでしょうか。

○議員（4番 太田 保義君） 土木費、土木管理費、土木総務費の中の公有財産購入費、16番、ページ数にしたら4ページ。

多分ある程度済んでいると思うんですけど、実際あの、意見言っているんですか。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 多分これ4ページの公有財産購入費の385万4,000円のことを言われていると思いますけど、建設課のほうとまた協議して、また会期中に回答はいたしますが、それでよろしいですか。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 変な質問っちゃそうなんですけど、ちょっと前例があって、私の土地じゃないんですけど、管理している土地があるんですが、そこに同意もなしに払いを打たれたん

ですよね、一度。一度お話したと思うんですけど、同意もなしに。写真撮って、これはどういうことですかということを持って行って、謝りにみられたんですけど、用地工事を始められるときの用地の確認、まず、用地が誰のもんだということを押さえることが、役場の体制として少し不足しているような感じがしたんです。それでこの問題取り上げたんですが。

以上です。御記憶ないですか。

○議長（甲斐 政國君） 今、用地のどうこうというのではない。いわゆる繰越明許のこのことならいいんですけど、今お話されている内容は、何かちょっとこのあれとは違うようですから、また別なときに直接担当課とお話いただければというふうに思います。（発言する者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これで本件の報告を終わります。

日程第14. 議案第22号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第14、議案第22号五ヶ瀬町副町長の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第22号五ヶ瀬町副町長の選任同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

副町長の選任につきましては、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得ることとされております。

本件につきましては、濱川哲一氏に御尽力をいただきたく要請しましたところ、内諾を得ましたので、議会の同意をお願いするものであります。

濱川氏の略歴は、お手元の資料のとおりではありますが、人格、識見ともに本町行政に携わっていただくものとして適任者と考えております。

副町長の職務は、町長の命を受けて、政策及び企画をつかさどるとされ、優先すべき課題について、副町長にその任を命じ、解決に向け、ともに全力を傾注してまいり所存でございます。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から令和8年6月30日までの4年間でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま本件について、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第22号五ヶ瀬町副町長の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15. 議案第23号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第15、議案第23号西白杵郡公平委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。

○議長（甲斐 政國君） 議案第23号西白杵郡公平委員会委員の選任同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、西白杵郡公平委員会規約により、郡内3町及び西白杵広域行政事務組合の議会の同意を得て、正式に選任することになっております。

このたび、西白杵公平委員会の委員3名のうち、日之影町から選任されております馬崎英俊氏が、来る8月20日に任期満了することに伴い、引き続き同氏に就任をお願いすることで御本人の内諾をいただいております。

任期につきましては、令和4年8月21日から令和8年8月20日までの4年間となっております。

馬崎英俊氏の経歴等につきましては、添付資料のとおり、人物的にも公平委員として適任と思っておりますので、御同意いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま本件について、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第23号西臼杵郡公平委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16. 議案第24号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第16、議案第24号五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第24号五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防団の処遇改善を図るため、消防庁より非常勤消防団員の報酬等の基準が示され、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が定められたことにより、これを踏まえ、本条例の第12条第1項中各号の報酬、同条第2項中各号の出動手当、第13条の費用弁償費を加え、条文の一部を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま本件について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第17. 議案第25号

日程第18. 議案第26号

日程第19. 議案第27号

日程第20. 議案第28号

日程第21. 議案第29号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第17、議案第25号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第21、議案第29号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第17、議案第25号から日程第21、議案第29号までの5件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本5件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第25号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、4月1日付で行いました人事異動に伴う人件費の調整と新型コロナウイルス感染症対策事業に係る予算計上、多目的広場敷地造成及び駐車場舗装等工事が大きなものとなっております。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ41億9,200万円とするものです。

それでは、1ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明します。

地方交付税は、普通交付税を1,750万円追加いたします。

国庫支出金は、国庫補助金のうち地方創生臨時交付金が5,382万3,000円の増額が主なものです。

県支出金は、農業費県補助金が1,210万5,000円の増額が主なものです。

繰入金は、五ヶ瀬町応援基金繰入金1,492万円の増額が主なものです。

町債は、緊急防災・減災事業債4,750万円の増額が主なものです。

次に、2ページの歳出の主なものについて説明します。

総務費は、人件費の調整と財産管理費に係る敷地造成工事、車庫等設置工事の増額が主なものです。

民生費では、人件費の調整と非課税世帯及び子育て世帯への特別給付金及び国・県負担金補助金返還金が主なものです。

衛生費では、人件費の調整と予防接種委託料を増額しております。

農林水産業費は、人件費の調整と農業振興費の補助金を増額しました。

商工費は、人件費の調整と新型コロナウイルス感染症対策事業に係る委託料、工事請負費、備品購入費、補助金、スキー場に係る修繕料と圧雪車リースに伴う使用料を計上しました。

災害復旧費は、現年発生林業施設災害復旧費を増額しました。

次に、5ページの第2表、地方債補正について説明します。

これは各種事業費の変更により、地方債借入予定額を調整したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第26号令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ185万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億200万1,000円とするものであります。

まず、1ページの歳入については、一般会計繰入金を増額するものです。

次に、2ページの歳出につきましては、職員手当等の増額とコンビニ収納手数料の追加計上により、簡易水道費の総務費を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第27号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ285万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億8,401万4,000円とするものです。

予算書1ページの歳入について説明いたします。

繰入金は、主に職員給与費及び事務費、出産育児一時金等に係る一般会計からの繰入金が増額であります。

次に、2ページの歳出について説明いたします。

総務費は、人件費に係る増額によるものです。

保険給付費は、主に出産育児一時金の増額となっております。

国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付費の増額が主なものです。

保健事業費は、人件費の増額によるものです。

予備費は、調整額を減額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第28号令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、人件費に伴う事務費の追加が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億4,324万6,000円とするものです。

1ページの歳入から説明をいたします。

繰入金は、地域支援事業分及びその他一般会計についての増額です。

繰越金につきましては、財源の調整として計上しております。

次に、2ページの歳出について説明をいたします。

総務費は、人件費に伴う事務費について増額しております。

地域支援事業費は、地域包括支援センターの運営費として、人件費に係る予算の増額が主なものです。

諸支出金は、第1号被保険者の保険料還付金について増額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第29号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納開始に伴う手数料の増額並びに後期高齢者健康診査事業における人件費の増額によるものです。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,456万8,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明をいたします。

繰入金は、一般会計からの繰入れです。

諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの健康診査事業の受託事業収入を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費については、後期高齢者医療保険料のコンビニ収納手数料を増額しております。

保健事業費については、人件費を増額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本5件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第22、議案第30号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第22、議案第30号物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第30号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回契約を締結しますのは、自家用有償旅客運送事業におけるコミュニティバスの購入についてであります。

平成19年10月から五ヶ瀬町が運行しておりますコミュニティバスは、現在5台で運行しておりますが、車両の更新基準値を超過している車両が4台ある状況です。

この状況を解消するために、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、バリアフリー対応車両で23人乗りバスを1台購入し、改善を図ってまいりたいと存じます。

購入においては、価格が1,264万3,770円となりますので、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会にお諮りするものです。

納期は、契約の日から令和5年2月28日までとなります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま本件について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、6月17日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時11分散会

2 目 目

○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘
教 育 長 渡木 秀明
監 査 委 員 後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長 宮崎 信雄	農 林 課 長 増永 稔
総 務 課 長 田原 昭生	建 設 課 長 廣本 憲史
企 画 課 長 北島 隆二	会 計 室 長 垣内 広好
町 民 課 長 齊家 晃	教 育 次 長 菊池 光一郎
福 祉 課 長 武内 秀元	病 院 事 務 長 奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 後藤 重喜 書 記 那須 香織

午前9時59分開議

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に発言を許します。

初めに、5番、渡邊孝議員、御登壇願います。

○議員（5番 渡邊 孝君） おはようございます。5番、渡邊孝です。通告に従って、一般質問を行います。

質問事項1、新町長が目指す新しいまちづくりの具体的な施策について。

質問の要旨、内容。現在、世界において数多くの問題が発生しております。3年近くに及ぶ新型コロナウイルス感染症の経済的・社会的影響、また、ロシア軍のウクライナ侵攻による農産物や食料、木材、燃料の高騰、そして、北朝鮮の次々と繰り返されるロケット発射実験による国民生活の不安など、多くの問題、課題が山積しております。

そうした中、本町においても、台風や大雨等による集中豪雨がもたらす自然災害の脅威や経済的不安、物価の高騰などが住民生活に大きな影響を及ぼしているところでございます。

五ヶ瀬町の未来の姿を見たとき、小迫町長には、多くの町民の方々が大きな期待を寄せられていることは間違いありません。

そこで、新町長が描く理想のまちづくりの考えを総合的な視点から、4つの課題について、具体的な施策内容をお伺いいたします。

1、移住・定住促進のための支援コーディネーター設置の具体的な内容は。

2、空き家の活用と町営住宅整備の考えは。

関連の質問として、次の4つの内容についてもお伺いいたします。

空き家バンク事業について、サブリース事業について、分譲住宅地の整備について、県営住宅の活用について。

3、デジタル技術を活用した行政事務の効率化について。

4、中学生までの医療費無償化の実施内容について。

以上の内容について、御質問をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

それでは、町長に御答弁を頂きたいのですが、その前に、小迫新町長におかれましては、私が

初めての一般質問者でありますので、一言御挨拶を述べさせていただきたいと思っております。

まず、五ヶ瀬町の町長への御就任、心からお喜び申し上げます。

先ほど述べたとおり、今、全世界は多くの大きな問題が発生しております。この五ヶ瀬町においても様々な課題がある中、今回、町長は勇気を持って立候補されました。心から敬意を表すとともに、町長が目指す魅力ある住みよいまちづくりが少しでも早く実現していくことを心から願っております。

また、私自身も議員になったときの思いと決意をしっかりと胸に刻み、五ヶ瀬町のために誠心誠意汗をかいていこうと改めて考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、町長が目指す新しいまちづくりの具体的な施策について、1番の移住・定住促進のための支援コーディネーターの設置の具体的な内容まで含めた御回答をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

まず、1点目の渡邊議員の御質問、移住・定住促進のための支援コーディネーター設置ということでございますが、現在、企画のほうで移住相談の窓口を担当しております。ほかの業務と一緒にいろんなことをやりますもんですから、なかなか細かい部分の対応までが困難な状況にあるということです。

それから、後ほど住宅の問題が出てきますので御説明いたしますが、その住環境と組み合わせた情報提供、そういったことに苦慮している部分もあるということでございます。

そのような課題を解決する一つの方策として、移住に特化した情報提供、情報発信や相談窓口として対応する移住サポーターを設置できないかと考えております。

宮崎県においても、ひなた生活圏づくりの中で、移住者の受入れをその仕組みの一つとして掲げておりまして、サポーター設置に係る経費の補助制度も設けられているところでございます。

設置に向けては、人材確保が当然問題になるところでありますが、地域おこし協力隊OBとか、本町へ移住された方などを掘り起こしつつ、今後進めていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。地声が高いですので、このまま質問させていただきます。

支援コーディネーターということですが、これ、なんか移住サポーターとも呼ばれるということでもあります。町長になられる前から、こういったことには非常に詳しくあったと思っております。

が、いろんなビラ、はがき等、いろんな思いをつづったものの中にこういったものがございましたので、非常に興味深いと思いましたので、御質問をさせてもらったところであります。

要は、今、庁舎内にこういった担当があるけども、将来的には、庁舎外にそういったポジションというか、ところを置いてしていきたいということのお話かなと思ったところです。

近くの事例を出すとあまりよろしくはないんですけど、ちょっとお隣、いつも私が聞きますが、山都町は、いつものように、地域しごとセンターということで、昨日、電話して聞いてみましたら、3名だそうです。指定管理方式でやられて、地域おこし協力隊が1名いらっしやると。実績としては、令和2年に27名の移住者、3年に34名の移住者ということであるということであります。

私は、話を聞く中に、非常にいいなと思ったのが、その移住者に対して、1年間のお試し住宅というのがあるらしいです。かねてからは聞いてはいたんですが、件数が今、13軒あるということで、例えば、この町に住んでいいのか、よさを分かるために1年ほど仮に住んでいただき、その町のよさを分かっていた上で、移住・定住ということであろうかと思えます。非常にいいことではないかと、うちの町もこういうことをしていただくと非常にありがたいかなと思ったところです。

それと、お隣の高千穂町に関しては、これは宮日の新聞にも出ておりましたが、自然の中で子育てをしたいという希望も多く、この3年間で移住した合計30世帯、75人のうち、18歳未満の子供の数は27人に上り、移住者は、人口減少は少子高齢化を緩やかにし、地域を元気にする貴重な人材であるというふうに書かれております。

うちも、やっぱり、町長、お考えどうかは分かりませんが、やはり、移住をしてきたいといった方に、やっぱり窓口として、話しやすいというか、相談しやすい窓口が一番ベストではないかと思えます。

先だって、ちょっと大阪からこのような話があったんですけど、電話だけでしたので、何とも私も対応が難しかったんですが、別のところに行かれたということも聞いております。ぜひ、町長が思われるように進めていっていただきたいと思っております。

次に、2番目、空き家の活用と町営住宅についてですが、空き家バンク事業を含めてお伺いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

1点目のコーディネーターにつきましては、議員おっしゃるとおり、非常に重要な、我々が人口を確保していく中において、総合的にそういった体制を取っていききたいというのが思いでございます。

先ほどおっしゃられた体験住宅、それから移住体験ツアー、それから移住フェア、いろんなものを総合的にやっていくと、そういったことには、やはりコーディネーター置いてというほうがベストかなという考えです。失礼いたします。

次の2点目、空き家バンク事業についての御質問にお答えいたします。

空き家の活用等、町営住宅整備については、まず、空き家バンク事業であります。これまでの経緯としまして、令和3年3月に、空き家等対策の推進に関する条例を施行しております。そして、条例に基づいた空き家対策計画を、同年8月に施行させております。それと並行しつつ、令和3年度において、委託事業により、町内の空き家物件の調査を行ったところであります。

本年4月には、空き家情報バンク設置要綱を公表し、本制度の明確化を図ってきたところであります。

以降、現在まで、空き家バンクへの登録作業を進めております。

4月以降、個人からの申出により、新たに3件の登録が行われたところであります。

今後は、当面、この調査物件について、持ち主の意向を確認しつつ、登録作業を進めてまいります。将来的には、担当課の事務分掌から切り離し、別組織で空き家情報バンクを運営できればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

今、町長のお話の中に、別組織で空き家情報バンクを運営できればということですが、もし、今の現段階で、ちょっと具体的な考えがございませば教えていただきたいのですが。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 現段階では、かなり詳しい状況で考えているということはないんですが、先ほど言いましたとおり、やはり、役場内だと、やっぱり職員も替わっていく中ではスキルを上げてレベル上がっていくような事業ということができかねますので、将来に向かって、先ほどと同じような考えの下に、別組織で担っていただくようなことができればいいのではないかと考えています。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

今、町長述べられたとおり、私も同じ考えであります。少しでもサービスの向上をしていただくためにも、そういった別組織という考え方を今後進めていただきたいなと思っているところであります。

次に、サブリース事業について、お考えをお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

次に、サブリース事業についての渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

サブリース事業についてでございますが、先ほどお話しさせていただきました調査物件において、空き家バンクへの登録、もしくは、サブリース事業への活用を持ち主に意向調査を実施することになります。まずは、調査物件の精査とこの意向調査を進めてまいり、優先的に進めていきたいと考えております。

また、サブリース事業とは異なりますが、個人から譲渡を受けた物件について、国の空き家再生等推進事業を活用し、リフォームを施し、一般住宅化する取組を進めているところでございます。同様の事例を増やしていくことで、住環境の整備につながるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

サブリース事業、これも町長、詳しい分野ではないかと思っているところでございます。

ただ、したいといっても、これ、物件がなければ実施できないわけで、そういった状況把握が非常に大事ななと思っているところです。あちこち町長も御存じのとおりですが、うちはまだ、今、この事業はやってないと、お隣の椎葉村は計画的に5年ぐらいかけて18棟ぐらいやりたいということですが、担当課のほうにちょっと尋ねてみますと、毎年2件ぐらいということであります。

家賃は、一月に1万5,000円程度で、大体10年ぐらいで180万円でその改修費用が何とか取り戻せるというか、回収できるといったようなことであるようであります。

その中に、答弁の後半のほうに、国の空き家再生等推進事業ということが話されましたが、これ、どういうことかなと思って私もちょっと調べてみましたが、空き家の再生を図るための事業ということで、大きく分けると、活用事業タイプと除去事業タイプということで、活用事業タイプにおいては、改修等に要する費用、所有者の特定に要する費用、実態把握に要する費用ということで大きく分かれているようであります。

地方公共団体の場合は2分の1、民間が行う場合には、国が3分の1、地方公共団体が3分の1、民間が3分の1ということで、これも非常にいい内容のあれではないかなと、うちのいろんな今後の事業に、非常に有利な事業ではないかと思ったところでもあります。

次の質問に入りたいと思います。

分譲住宅地の整備の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

次に分譲住宅のお話ですが、先ほどのサブリースの話は議員が御説明されたとおり、国の空き家等推進事業を活用しての事業は、今年度取組を行いますのは、個人から譲り受けた物件をリフォームするという事業ですが、さきのサブリース事業も同じスキームで、国からお金を頂いて、空き家を改修して、10年役場が借りて、住んでいただいて、低家賃で住んでいただくために、国の補助を半分入れて、半分を10年で改修すると。その間、お貸しいただくという内容のサブリース事業です。

これにつきましては、先ほど言いましたとおり、調査物件から個人意向を取って、そういったそのままにしていくと価値はないわけですが、リフォームをして価値を上げて金を生んでいくということに御賛同いただけますかという話をこれからやっていくということになろうと思っています。すいません。

続きまして、やはり住宅関係ですが、分譲住宅地の考えはということでございます。

分譲住宅地の整備については、まず、町有地分譲についての実績を申し上げますが、平成20年に、桑野内小学校跡地につきまして、3筆の公募を実施いたしまして、3名の方に売却しております。うち2筆は、住宅建設後の入居済みとなっております、残り1筆につきましても、現在、一般住宅建築中ということでございます。

現在、町有地の分譲予定はございませんが、町有地で、例えば水道とかいろんなものの条件が整って適地というところがございましたら、検討していきたいと考えております。

とは言いつつも、分譲それから住宅建築も含めてどんなところを考えているかということにつきましては、考えられるとすれば、室野教職員住宅跡地、平成17年に災害に遭いまして、教職員住宅が4棟崩壊いたしました。その後、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業によりまして、18年、19年に山手側のり面の復旧を実施しました。そういったところがチョイスをして分譲、もしくは、住宅建設用地としてはあるのかなと考えています。

ただ、こちらにつきましては、ワイワイケーブルテレビの基地局を設置している状況なので、その基地局を移転するというようなことが条件になってくるかなということで、これにつきましても、ワイワイケーブルテレビの移転の依頼をさせていただいている状況です。

また、先ほど申しました広木野の頂いた物件がございまして、リフォーム物件であります、その土地につきまして整理をし、役場駐車場敷地造成に、今、取り組んでおりますが、その造成に当たりまして、住宅山手側を掘削する計画です。その土をこっちに持ってくるということで、その掘削した後が住宅用地として活用できないかという、その可能性があるのではないかとということで、今、その2つについては分譲もしくは住宅建設用地として考えられるのではないかと

うことでありますので、分譲地について、現状は予定はありませんが、そういうようなところは適地があればというところで考えているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

私のちょっと進め方がまずくて、サブリース事業のところ、今、町長がお話をされましたところを聞こうかなと思っていたんですが。

今、町のほうに、あれは贈与という形だったですか、たしか、空き家を5棟ほど頂いたということで、今、そこのお話をされました、旧米田邸のことだと理解しております。

私も、つい最近、行ってみましたら、もう一番手前の建物が取り壊されて、あと、3つか4つあったように記憶しております。伐採をされていますので、伐採のされた上のほうに行ってみましたが、雑木があと10本ぐらい残っているように思いました。

町長のお話の中に、あれ、確認ですが、あの場所を、のり面というか、切り取りをして、その切り取った土砂を旧庁舎の跡地に埋めてはということでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

そのようなことを考えてございます。そして、切り取った後の面を利用できないかということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

非常に日当たりもよくていい場所のように、私は思いました。ぜひ、今言われたように、そんなふうにして、少しでも切り取りの状況によってはどう変わっていくのか分かりませんが、できるだけそういうふうにやっていただいて、住宅の確保をしていただくとありがたいなと思ったところです。

じゃ、次の質問に入りたいと思います。

分譲住宅地の整備のお考えについてお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 今のが分譲住宅じゃなかったですかね。

○議員（5番 渡邊 孝君） すいません。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 申し訳ございません。

次は、県営住宅の活用についてお伺いをします。申し訳ございません。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

県営住宅という御質問ですが、多分、中身は、五ヶ瀬中等教育学校の先生方の寮のお話でよろしい。

○議員（5番 渡邊 孝君） はい、すいません。

○町長（小迫 幸弘君） 多分、男坂住宅、それから、広木野にある住宅について空いているので、そこを町で借りられないかという中身だと思います。

こちらにつきましては、令和2年第4回の一般質問でも取り上げられた内容でございまして、その後の状況に変化はないというのが、今現在の状況です。

五ヶ瀬中等教育学校のアパートについては、これまで空き家があったことから、特例的に熊本地震のときに幾らかの教職員住宅が被災をして、そこを直さないかんで、一時お借りするというので、お借りしたということが前例としてはございます。

その後、やはり空いているのはもったいないがという話で、借りられないかというお話を再三させていただいて、前町長時代、それから、前教育長も県に対してお話をされております。

ただ、そのような特殊事例とか、あと、住宅を改修するのに一定期間教職員を住ませることについてはオッケーだという状況は頂いているんですが、それよりも、町民の方々に貸し出すとか、そういったことについては、今のところ、できないということで住んではおりません。

当然いろいろな障害があつてということでもあります。県の内部の整理をしていただく、優先してやっていただければ、これは進まない問題だと考えておりますが、当方、我々のほうで課題となる部分が解決できることについては対応を進めてまいりながらということをお願いをしていくということを積極的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

議長、すいません、実は、大事な質問を飛ばしてしまったのですが、もしお許しを頂ければ、質問をさせていただきたいと思いますが、分譲住宅の整備についてですが、よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） はい。じゃ、どうぞ。

○議員（5番 渡邊 孝君） すいません。分譲住宅のところでちょっと飛ばしてしまいました。

まず、分譲住宅の整備についてですが、若い御夫婦が新しい家を建てようと思ってもなかなか場所がない。あつても農用地だったりとか、実現がなかなか難しいと。高速道路予定地で立ち退きをされた方が町内で土地を探されたけど、なかなか見つからなかった、見つけた土地は価格の問題で断念されたということで、お隣の町へ住宅を見つけられたということです。本当に寂しい

ことかなと思います。

私の個人的な考えを言わせていただければ、五ヶ瀬町内には非常に景観のすばらしい、見晴らしのいい場所がたくさんあるように思います。例えば、本日ちょっと傍聴に来ていただいております上組小学校の6年生の学校側とか、ワイナリーの近く、とてもすばらしい景色だなとは思っているところです。こういった住宅がどんどん増えて、子供たちのにぎやかな笑い声が絶えない地域づくりができれば最高だなとは思っているところです。

ちなみに、御参考までに、今現在の五ヶ瀬小学校の全校生徒は17名と聞いております。そういったことも含めて、ぜひ前向きに検討していただきたい。

質問がちょっと前後して大変申し訳ございません。町営住宅に関しては、12年、13年ぶりに新しい住宅が鞍岡の銀世界住宅に建設されるということでありまして、大変うれしいことでもあります。

ただ、現在の材料費高騰を考えると、1,000万円程度の予算ではどれだけのものができるか、少し不安な部分もあります。できれば、補正であと何百万か組んでいただいて、立派な住宅ができることを期待したいなと思っておりますが、町長、大変申し訳ないですが、もし、これに関しての御答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

まず、分譲の話に戻ったわけなんですけど、おっしゃるとおり、必要である分譲については検討してまいりたいと考えております。

それから、鞍岡の、多分、予算との兼ね合いの大丈夫かというお話でございますが、また、担当課と詳しく打合せをさせていただいて対処したいと考えております。材料高騰というのは非常に痛いなという思いでございますが、原課の考える中での予算徹底ということでもありますので、詳しく内容をお聞きしてと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

すいません、質問が前後して申し訳ございません。

それでは、3番のデジタル技術を活用した行政事務の効率化について御答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。渡邊議員のデジタル技術活用についての御質問にお答えをいたします。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が政府において決定されました。デジタルの活用

により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すというビジョンが示されたところでございます。このビジョンの実現には、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要だと考えております。

自治体においては、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA Iの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

令和3年9月に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されたことに伴い、税や国民健康保険税等の二重の業務システムの標準化を2025年度までに進めることとなっておりますが、この業務システムの統一化を行うことや、その他の業務システムがD Xの本来の終着点ではなく、いかに住民の利便性を向上させるかがポイントであると同時に、行政内部にとどまらず、多様な主体との連携により、民間のデジタルビジネスなど新たな価値等が創造されることが大事ではないかと考えているところです。

国が求めるD Xのハードルは高いものがありますが、本町の実情に応じた取組ができればと考えているところです。

具体的には、町民が役場を訪れなくとも手続や税等の納付が完了する、できる仕組みづくり、また、町内商店等での支払いキャッシュレス化が促進される取組が一步ずつでも進めばと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

デジタル技術を活用した行政事務の効率化ということであります。

これ、行政事務だけではなくて、今もう、あらゆるところで、このデジタル技術というのは進化をしていると思います。例えば農業分野にしてもしかりですが、いろんなところで、もう、これ抜きではちょっと考えられないような、今、私たちの生活になっているのかなと想像しているところであります。

庁舎内含めての業務については、業務の効率化による住民サービスの向上や人件費の抑制、人為的ミスの軽減など、大きな効果があるのかなと想像しておるところです。

そしてまた、構造的に、もうI C Tを前提としたいろんな分野でのそのシフトに移行しているということをもうお聞きしますので、ぜひ、この時代の波に乗り遅れないというか、町長、恐らく、これが非常に力を入れていこうというお気持ちがあるんじゃないかと思っておりますので、一生懸命頑張ってくださいと思っていますところであります。

次に、最後の4番の質問に入りたいと思います。

中学生までの医療費無償化の実施内容について御答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。渡邊議員の御質問にお答え申し上げます。

まずは、現状についてお答えいたしますが、平成23年度までは、小学生を対象に助成を行い、乳幼児医療という名称で実施をしてきたところでございます。24年度から、中学3年生までを対象に、小学校就学前までの児童は、診療報酬明細1件につき350円を控除した額を助成し、小学生から中学生までは、診療報酬明細1件につき1,000円を控除した額を助成し、現在に至っております。

令和3年2月に策定をいたしました第2期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと総合戦略では、子育て支援の充実の主な取組としまして、子ども医療費助成の充実を記載しております。第2期の総合戦略の終期であります令和7年度までに医療費助成を充実させるということにしております。

子ども医療費に係ります令和3年度の実績を申し上げます。昨年度の実績です。

町の助成額は、先ほど言ったスキームの中で、町の助成額は521万6,000円ということになっておりまして、一方の保護者の負担額が139万6,000円程度となっている状況です。

続きまして、中学校までの医療費の無償化の内容ですが、現在、子ども医療費につきましては、保護者へ一部負担金をお願いしております。令和5年度から、来年度から、中学生までの無償化を行いたいと考えているところでございます。

さらに、第2期の五ヶ瀬町まち・ひと・しごと総合戦略でも、医療費助成の充実をうたっておりますので、公約に掲げていました内容と合致すると考えておりますので、実施してまいりたいと考えております。

町の費用負担につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和3年度の実績で言いますと、町の助成額と保護者の負担額を合計した658万5,000円、これは昨年度の状況なので来年度分かりませんが、その程度と考えております。保護者の負担であります139万6,000円が町の負担として増額となると見込んでおります。

令和5年度の当初予算におきましては、令和3年の実績及び令和4年度の実績見込みを参考に予算計上をすることを考えているところであります。

以上で答弁を終わります。以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

中学生までの医療費無償化ということで、担当課のほうにちょっとお伺いをしたところ、ほかの市町村ももう事前にやられているところも多いようであります。ぜひ、近隣の町村と同じよう

に、今、町長が述べられたように、令和5年度からということでもありますので、実現をさせていただきたいと思っているところです。

これは、約140万円ほどの町の負担になるかなということではございますが、財源として、特別に何かこう考えられているところがあれば、お教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。

今現在の助成の中では、100万円程度が県の補助金で賄っているところでございます。今現在ですね。

新たな負担につきましては、当然、そうしたものがございませんので、町費のほうで予算を調整しながら確保していくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 分かりました。

以上で、私の今日の質問は、大体というか、全て、関連を含めて終わったわけです。

初めての一般質問ということで、新町長が目指す新しいまちづくりの具体的な施策ということで、ほかにもたくさんあるんじゃないかと思えます。今日は、その中で、ちょっと4点ほどお伺いしました。

町長は、去る6月14日のこの議会の冒頭の所信表明において、次のような抱負を、表明を述べられました。

人口減少や少子高齢化対策、暮らしを豊かにするまちづくり、病院の広域化と医療サービスの向上、魅力そして活力あるまちづくり、地域資源の創出、第三セクターの抜本的改善、行政基盤の強化、ICT推進、質の高い行政サービスの提供、そして、最後に住民の幸せを一番考えた行政運営と力強く意気込みを述べられました。

町長の思いが少しでも早く、一つでも多くかなうことを願いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（甲斐 政國君） これで、渡邊孝議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、2番、小笠原将太郎議員の一般質問でございます。御登壇願います。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 議席番号2番、小笠原将太郎、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

私の本日の質問要旨をまず述べさせていただきます。

旧庁舎跡地の建設予定の駐車場について。

2番、身障者駐車場の設置場所及び今後の整備計画における思いやり駐車場の設置について。

この2点について町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。

1番目の質問でございます。もう一度申し上げます。

旧庁舎跡地に建設予定の駐車場について。

現在、駐車場整備が行われておりますが、その計画について町民への説明が十分ではないのではないかと思います。計画段階からの丁寧な責任説明が町にはあるのではないかと思います。

来庁者及び職員の駐車場の計画について詳細をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） また、後のことはいいんですか。また、国道沿いに設置されているという。

○議員（2番 小笠原将太郎君） そうですね。続いて申し上げます。すみません。

また、国道沿いに設置を検討されているバスレーン及びバスの乗降客のための待合室についても、今後の設置予定をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。小笠原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、私のほうから状況報告しまして、具体のことにつきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

旧庁舎跡地の駐車場整備につきまして、町民への計画の説明が十分ではなく、計画段階から説明責任があるのではないかという御質問でございましたが、初めに、町といたしましては、旧庁舎跡地の利用につきましては、来庁者、公用車及び職員等の駐車場として利用に加えて、災害等有事の際の避難や車中泊スペースとして活用する方針として、新庁舎建築の基本構想の段階から決定しているところでございます。

このことから旧庁舎跡地の利用につきましては、新庁舎建設の協議の中で、町民座談会や新庁舎建設検討委員会及び議会新庁舎建設調査特別委員会等々において協議頂きながら、町民への説明を行い、御理解を頂くよう進めてきたところであると考えているところでございますが、議員がおっしゃるとおり、町といたしましては、町民への整備計画の説明責任があると認識をしております。十分でない面は、今後も町民への説明を行ってまいりたいと考えているところです。

次に、駐車場の計画について御質問ですが、敷地スペースも限られていることから、職員駐車場の利用については見直しを行い、来庁者向けの駐車場とすることといたしました。

また、これまでどおり、災害等への防災対策に備えての整備を考えているところでございます。

現在の状況は、先月の5月下旬に敷地造成に伴う盛土の工事を発注し、先ほど申しあげました広木野の町有地の山林からの土を搬入し、も含めまして敷地造成を進める予定としております。

また、その後の工事につきましては、造成工事の状況を見ながら、工事の発注をしまいにあります。

駐車場の三ヶ所川沿いに公用車用の車庫整理、それから、218号線沿いにバスレーンの整備及びバス停設置、全体の舗装工事等々、また災害等有事の際のことを考慮して、ソーラー充電式の街路灯を4基と通常の街路灯4基を配置し、車止めは設置せず、区画ラインのみとするなど、広場として使用できるよう計画していく考えでございます。

以下、具体の部分は担当課長から御説明を申し上げます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（廣本 憲史君） 課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

ただいま町長のほうから大まかな状況説明はございましたけれども、現在の状況ということで御説明させていただきたいと思っておりますけれども。

駐車場整備につきましては、第1期工事ということで、現在行っております造成、盛土工事を行っていくという考えでございます。その後、その状況を見ながら、第2期工事ということで、舗装工とかフェンス工、バスレーン、公用車駐車場の整備等々の整備を進めていきたいと思っておりますが、今後、市民審査会等を受けながら、契約のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。御丁寧な説明ありがとうございました。

事前に皆様のお手元に平面図をお配りさせていただいております。この平面図は、先日行いました新庁舎建設特別委員会において建設課のほうから頂いた資料に、私が見やすいようにということで、書いてある内容を赤で拡大して書いております。数字等は、私が計算いたしまして書いております。

ちなみに、ちょっと遠目で分かりづらいと思っておりますけれども、これが元のデータでございます。いわゆる設計事務所が作成した計画平面図だと思います。ちょっと傍聴の方々にも見えるように、こういう図面が手元に今行っております。

私がつくりましたのは、こういうふうに皆さんの手元にご覧いただけますけれども、こういうふうに数字を大きくして分かりやすくしてつくっております。

まず、1つ、私がここで申し伝えたい、町民に伝わっていないということ、それから説明責任があるのではないかとということですが、まだ、この図面については現在の予定であって、このとおりになるというわけではないということで、一応、建設課さんのほうからお聞きしております。ですので、詳細については変更があるということですが、大まかな点でいきますと、ほぼこういう形でいくのではないかなと私は理解しております。

そして、今、私が1つ伝えたいところは、こういう状況になっていくのであるということ、現在において町民の方々に広く周知する必要がある、そして、それをするによって、また町民の方々からの御意見、それから要望を聞き受ける必要があるのではないかなと私は思いますが、町長、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（廣本 憲史君） 建設課長です。ただいまの小笠原議員の町民の周知についての御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

駐車場の整備につきましては、庁舎建設計画の折から、その協議を進める中で、そこ駐車場も含めた形で町民のほうにも御説明してきたということで認識しているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。ありがとうございます。

説明されたということでございますけれども、私これ常々申しておることなんですけれども、これジャパネットたかたの高田社長の受け売りなんです、「伝えた」と「伝わった」は違うと。これ、よく社長が言われております。この間も、先日NHKを見ていましたら、そのようなことを言われておりました。

それに、町民の方々はほとんどの方が、どんなふうになるんだろうって思っているのが実情だと思っております。よく役場の方々が言われる何とか委員会とか、広く町民にと言うんですけども、実際の人たちはあまり御理解されていないのではないかなと。

よく町場で見かけるのが、タワーマンションとか公園ができるよというときなんかは、その建設現場の近くに完成予想図というんですか、下に括弧つきで「完成予想図です」というようなことが書いてあるようなものが提示してあると思うんです。

ですので、そういう形ができないのかなと私は常々思っております。そういうことをすることによって、町民からいろんな意見というのが出てくると思うんですよね。

ですので、私常々、前回の一般質問のときにもお伝えしたように、この場所は非常に五ヶ瀬町にとってはまれな、平坦であって国道に面して横に河川が流れて、非常によい場所だと思っておりますので、そういうところに対して町民がどのような活用、私なんかで言いますと、コンビニ

エンスストア造ったり、公園を造ったりとか、そういうことを思い描いております。

ただ、今回御説明のように、従来の予定であれば、町職員の方々の駐車場の予定であったところを、町民の方の駐車場、それから公用車の駐車場ということで、大分予定が変わってきたところは変化があってよろしいのかなと思っておるんですが、そのもう一步先を、先ほどから渡邊議員の質問の中で町長が言われておりましたけども、町民のための町政を行っていくということで言われておりますので、そういう情報の開示といいますか、を行う考えは町長にはありますでしょうか。その辺をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。情報の開示の話ですが、我々としては、この前、委員会とか、これまで検討の中身はお伝えしてきたという自負はあるんですが、伝わっていない部分があればということで先ほどお答えしたとおりで、必要に応じて開示していくということで考えてございます。

当初、この庁舎と併せて駐車場の計画はお示したという考え方なんですが、庁舎が建って全体のイメージが、また皆さん方ということであれば、最初からパース、模型図を展示しておった、旧庁舎の折に。そういったことをやったりとか、広報の中でお示しをするとか、我々がやはり住民の方々にきちんと情報を伝えていくということ大事ですので、御指摘の部分は対応していきたいと考えております。

あと、基本的な考えといたしまして、こちら防災の起債、いわゆる制度事業を使っていくということもあまして、いろんな制約、例えば平面にするとか、何ですか、LEDのライトを設置するとか、いろんなことがございますので、そういった部分、その後、当初からすると変わったりしている部分があるかもしれません。

それと、さらには職員の駐車場もと考えてございましたが、やはり台数の制限とかいろんなこともございますので、変わっているということでございます。

将来に向かっては、またいろんな利用の、駐車場としての利用は、またまたその時々課題によっては変わるのかなと思いますが、今現在は、このような方向性で考えているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。先ほど、防災対策としての利用ということで考えておるということです。お聞きしていましたが、そのことについて詳細をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 建設課長から説明申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（廣本 憲史君） 建設課長です。小笠原議員の防災対策についての計画についてでございますけれども、先ほど町長が御説明しておりますとおり、24時間街灯がついておる状況をつくるということで、8基の街灯の整備の中で、4基は太陽光を利用した街灯4基、以降、均等な形で設置させていただいて、あと4基は通常の電源を使った形で整備したいというところが1点と。

それから、中の駐車場につきましては、歯止め等を造らず、広場の形で活用できるような形で活用させていただきたいと考えているところですが、ちょっとラインの幅につきましては、ちょっと検討中でございます。

それから、川沿いに設置します公用車の駐車場につきましては、現在のところ、屋根と支柱という形で計画しております、何か有事の際におきましては、そこを炊き出しの場とか、災害対策のための屋根つきの広場という形で利用させていただきたいというような考えでおります。

大まかについては、以上な点を考えているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。ありがとうございます。

ただいま御説明頂きましたように、川側の三ヶ所川沿いに、公用車のための屋根つきの駐車場が24台分確保されるということでございます。

そして、そちらを災害時には利用するという事でお聞きいたしましたが、前回の定例会のときに、私、議長、町長にお話ししたんですが、この頃の災害、昨今の災害は、主に大雨、雨の連続的な降雨による災害が非常に増えております。ですので、この河川、川の近くというのは、非常に精神的にそこで何かをするということは、よろしくないのではないかなと思うんですけども、災害が収まった後の炊き出しとか、そういう点で使われる分には非常に有効になると思っております。

ただ、災害時だけではなく、先ほど一番最初のほうに私が言いましたように、この駐車場の場所は、国道にも面しておりますし、川にも面しております。ある意味、五ヶ瀬の中心地でもございます。

ですので、小規模なイベント、日曜日に、よくこの頃聞くのはフードカーですか、キッチンカーか。ああいうやつを集めてのイベントを行ったり、あとバザーとか、昔風で言えばバザーですね。だから、小さなミニコンサート等を行うときに、この公用車の駐車場が利用できるのであれば、非常に有効な活用ができるのではないかなと私は思っております。

ですので、そのためには、この間、特別委員会ของときにも少し申したんですけども、コンセント、電源を取れるようにする。それから水道、水が取れるようにするという設備も併せて考えていただければ、ただ屋根があるというだけでは、電源コードも引っ張ってこないといけない。それから、水を使用するようなことであれば、水のタンクも持ってこないといけないというようなことが起きますので、そういうことも一歩先を踏まえて、設備計画を行っていただければよろしいのではないかなと私は思いますが、町長、その辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。御意見頂いた分については検討してまいりたいと思っています。

以上です。（「すみません、御意見頂いた分には、ちょっと後が聞き取れなかったんですけど。すみません」と呼ぶ者あり）失礼しました。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 具体の検討なので、建設課のほうに指示をして、必要な検討をさせたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原です。すみません、ちょっと聞き漏らしたもので、申し訳ございませんでした。

ぜひ検討していただきまして、今後の課題といたしますか、この土地を有効に生かす。今日、傍聴に来られている中学生の皆さんも、帰りがけに少し旧庁舎側、国道側のほうを見られれば、非常に広い土地が広がっているというのが御理解頂けると思います。

ですので、その土地をいかに有効に生かすかというのは、今からの私たちの責任といたしますか、駐車場だけで終わらすのはもったいない場所だと私は思いますので、ぜひその辺は町長、よろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、思いやり駐車場のことについて、私、質問をしたいんですけども。

思いやり駐車場というのが、皆様のお手元にある平面図でいきますと、身障者の車椅子の駐車場の場所になっておりますが、この場所を車椅子の駐車場ということではなく、思いやり駐車場というような形で使ってはどうかと思っております。

引き続き、2番の質問のほうに移らせていただきます。ちょっと前後してしまいまして、申し訳ございません。

2番目の質問、身障者駐車場の設置場所及び今後の整備計画における思いやり駐車場の設置についてということでございました。すみません。

私、思っておるんですけども、身障者駐車場、要するに車椅子の駐車場が、庁舎の入り口から離れた場所に設置してございます。この質問、私これで3回目ぐらいになるんですけども、前町長いわく、設置するスペースがなく、そういう場所になったということを、前々回のときにお答えしていただいております。

ただ、庁舎の前のスペースは非常に広く空いているなというのが個人的な感想でありますし、前も申したように、庁舎が開庁した当初は、あちらにはプランター等が置いてなく、来られた来庁者の方々は、あそこに軽トラを止めたり、乗用車を止めたりして、中に入ってこられた方が多く見受けられておりました。

現在は、そういう方は来れないようにプランターを置いて、車が止められないようにはなっておるんですけども、本日も傍聴に来られている方の中には、やはりちょっとの距離でも大変だという方もいらっしゃいます。そういう方のために、少しでもそういう車を止めるスペースをつくるお考えというのは、町長ございませんでしょうか。その辺をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。身障者駐車場の場所の話、それから、でいいんです。

多分これまでも何回も御質問を頂いたということでございます。答えとしては、それから変わらない状況です。

基本的には、これまで検討、庁舎建設の協議の中で、庁舎駐車場の位置とかを考える際に、逆に言うと、一番近いところで空いている部分をというか、近いところに設置をしたというのが現実でございまして、基準を満たすために2台を発行したということでございます。

前のほうにスペースがあるんじゃないかというお話ですが、基本的に、なかなか前スペースで設置するのは、やはり困難だと私は考えます。

さらに言うと、やはりあのスペースで往来が多いところで止めるということも、さらに危険かなということもありますので、よその庁舎も、実を言うと、日向とか門川とか高千穂とか（ヤマト）とか、いろんなところを見せていただきましたが、基本的にこの庁舎と同じように、ある程度距離を取ってというか、それでも一番近いところを優先的に設置しているというのが現状でありまして、決して、よその庁舎と比べてうちが遠いということではなくて、近いところというこの設計上で、現在の位置になっていると思います。

さらに、裏側からきちっと入れたりとか、身障者トイレが近いところに位置したりというようなこと。それから、先ほど言った安全性を見たときに、あそこが安全性も、将来的に駐車場と一体的になったときに安全ではないかという考慮からなったんだと思っております。

ただ、現状、それでもやっぱり大変だということはあるんだと思います。それについては、や

はりマンパワーで真ん前に止めていただいて、職員がその対応をするというようなことはやるべきだと考えておりますので、現状、構造物としての身障者駐車場については、あの位置を基準としてベターということで設置されていると思いますので、先ほどの災害のとき等につきましても、一番そこに止めていただくのが、一番よろしいという判断でやっているということだと私は考えておまして、先ほども言いましたとおり、それでも大変な部分については、どうぞ真ん中に、正面玄関に止めていただいて、人がそこを対応するということがいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。町長ありがとうございます。

今、町長が最後に言われた、町の職員の方が対応すると。前に止められたら、私たちが対応するという言葉を非常にうれしく思います。

ただ、なかなか皆様遠慮されて、前に止めづらい、それからプランターが置いてあるので止めづらいというイメージがあると思います。

これ常々、私申しておるんですけども、コンビニエンスストア、それから銀行、要するに、いろんな方が来られるところの駐車場は、身障者の人が本当に入り口に近い場所に造ってございます。

ただ、先ほど町長が言われたように、ほかの庁舎を見れば、日之影町の庁舎、それから高千穂町の庁舎も若干離れた場所にあります。

ただ、それを少しでも縮めるような形、既にここに設置されておりますので、それを動かすということは難しいんでしょうけども、それを人の優しさといいますか、でカバーしたり、あと身障者の方の車を止めるところの横のガラスのドアが引き戸で開くんですね。庁舎のホールといいますか、テレビが置いてあるようなところ。

これも以前申しましたけども、あそこは引き戸で開くような形になっておりますので、そういう方が止められたときには、そこを開けて中に入ってきていただいて、エレベーターに乗っていただくというような形をぜひ実行していただきたいなと思っております。

それから、思いやり駐車場の、今現在の思いやり駐車場の壁面、黒い色で塗られております。ただ、あの状態だと、多分、見づらいんじゃないかなと。車止めがあるので、そこまでぶつかっていくという人はなかなかいらっしやらないと思うんですけども、できるだけバックをしたときに分かりやすいような状況等を考えてしていただけないかなと思っております。

それに合わせまして、ただいま庁舎の入り口の駐車場は「P」というマーク、アルファベットの「P」、「パーキング」の「P」、その下に車椅子のマークが描いてありますけども、五ヶ瀬

町の方々は高齢者の方が多いので、「駐車場」という表記、それから、「お年寄りの方はこちらへどうぞ」というような表記をされてはどうでしょうかと私は思いますが、町長その辺はどのようにお考えになりますでしょうか、お願いいたします。お考えをお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。また現場を確認して、担当課と協議をさせていただきたいと思います。分かりやすくというのは大前提だとは考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。ただいま行いました質問といたしますか、町長に対するお願いといたしますか、は、以前同じような質問をさせていただいております。

ただ、それから全然変わっていないというのが現状ですので、ぜひその辺早急に、「駐車場入り口こちら」とかできないかなと。漢字で「駐車場入り口」というような形にしていればよろしいのではないかな。

それから、看板で、「お年寄りの方、御不便な方は、町職員にお声かけください」とか、声かけるくらいなら歩いてきてしまう方が多いんでしょうけども、そういうこともできないんでしょうか。その辺ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。かなり具体の話になるので、現場と相談をしないと、こうです、こうですというのが、逆にできないことになるといけないので、現場と相談をいたしますが、駐車場のほうの整備の中で、分かりやすい看板の設置云々については今後検討するということになっておりますので、今現在の庁舎入り口の件と併せて、駐車場のほうの案内のほうをきちっと充実していくほうのほうがいいのかなと。入り口がそっちが多くなるんじゃないかと思っているところです。

そして、その中で検討させます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） ありがとうございます。先ほど渡邊議員とのやり取りの中で、新町長、小迫町長、デジタルを推進していくということを述べていらっしゃいましたが、まずデジタルに行く前に、町民のことを思いやるアナログ的な温かい気持ち、そういう気持ちをぜひ見える形で実行していただきたいと思います。非常に思います。

看板等の設置等については、全くただでできるというわけではない、予算が必要だと思いますが、その看板、そんなに高価なものではなく作成もできますし、それを見て何人もの方が多分安

心して駐車場ができると思いますので、皆様の知恵を絞っていただきまして、高齢者の方、軽トラで来られる方が、安心して役場に来られるようにしてほしいなど私は思っております。

それから、全てのことに通用することなんですけども、町民に対する行政のサービスの向上をいつも考えていただき、そして来庁する方たちに対して明るく笑顔で対応していただいように、今後とも皆様にも努力していただき、私どももそれに対して協力もしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、小笠原将太郎の質問は終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） これで小笠原将太郎議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで10分間休憩を入れたいと思います。

場内の時計で23分から行いたいと思います。休憩いたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、6番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤成志です。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項、公約実現のための具体的な取組について。

質問の要旨。いよいよ小迫町政がスタートいたします。幾つもの公約が掲げられていますが、町民の期待も大きくなっております。まずは、すぐにでもできる、取りかかれる公約実現が期待に応えることとなりますが、具体的な取組について町長のビジョンは描かれているのか、今回は、次の3つの公約について伺います。

1つ、地域に人が残るための住宅整備。

2つ、農林業補助金の再構築と支援。

3つ、第3セクターの抜本的経営改革。

以上、3つであります。よろしく願います。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） それでは、1番目の地域に人が残るための住宅整備について願います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。佐藤議員の質問にお答えをいたします。

人が残る住宅整備についてということで、これまでも一般質問で、住宅の整備につきましては、

前町長時代から御質問を受けております。

基本的には、五ヶ瀬としては同じなんですけど、これまでやはり、住宅整備が済んでいない部分があったということですので、計画的に住宅整備を進めたいと考えております。

ただ、どのような分野の住宅が足りないのかということにつきましては、きちんと精査をして、さらに計画的にということと考えております。

さらに、では、どこにと、地区がどこがいいのかも含めて効率的に整備できる方法を考えていきたいと考えているところです。

それから、先ほど渡邊議員の質問にありました空き家の活用については、先ほど申し上げたとおり、空き家バンク事業を登録を進めていながら営利活用を進めていくということで、総合的に住環境を整えていくということと考えているところでございます。さらに先ほども言いましたとおり、国の事業を取り入れながらということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。先ほど、渡邊議員が質問を行いましたので、かなりかぶり部分がありましたので、これについては、あと1つの質問でまた終わりたいと思います。

非常に五ヶ瀬の道路事情がよくなりまして、五ヶ瀬に住んで町内、町外に働きに出る人たちが増えております。若い人たちが町内に職を求めるも少ないということであって、町外という形もありますし、町内で住んでいるけども、仕事上の都合で、月曜から金曜までは町外、土曜、日曜は地元に残っているいろんなことをするという人たちが増えている現状でありますので、住宅整備というのをやはり、進めなければならないと考えております。住宅の空き家がありますということで、無線で流れておりますけど、それがすぐに埋まるかと言ったら、なかなか埋まらないというのも現状であります。その中身で、そういう人たちに、住宅が欲しいという人たちに聞いてみると、できるならアパートよりも一戸建てがいいとか、収入によって価格が、住宅の料金が変わりますので、それによつての自分たちでそこで家賃を払って生活ができるかという、そういういろんなものが絡み合っていますので、住みやすい、そして五ヶ瀬に若い者が残るといふような、その家賃の整備とか、住宅の整備ということになりますので、ここについても、今後見直しが欲しいところですが、その考えをお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。今、言われたように、それぞれの実態に応じてなかなか合う住宅がというところも確かにございます。

なかなか、制度事業を活用していれば、どうしてもその入り口で難しい部分もありますが、特

に、古い住宅にそのまま同じようなことを適用していいのか、そのようなことを今、検討していますので、まだまだどうしたらいいのかという結論には至っておりませんが、課題の整理をして対応できる施策を考えたいと思っております。先ほどの住宅整備の在り方も含めて、今現在の住宅の在り方も含めて検討が必要だと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 先ほども話しましたように、渡邊議員とかなりかぶっている所がありましたので、私の第2質問、第3質問がですね。この住宅整備については、ぜひとも実現をさせていただいて、結果が出るように早速に取りかかってもらいたいと思います。

それでは、次の第2質問であります、農林業の補助金の再構築支援についてということをお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

農林業の再構築と支援に関する御質問ですが、農林業は本町の基幹産業でありまして、そして農業は命の産業と言われておりまして、人が生きていく上で、最も重要な職を担う産業だと考えております。一方、林業も国を守る産業であり、両方とも重要な産業だと考えております。

これまで、そしてこれからも、五ヶ瀬町で頑張っていらっしゃる農林業の方々を支援していくという姿勢に変わりはありません。支援と言ってもいろいろなやり方があると考えております。本日は、補助金について申し上げさせていただきます。

現在も国県、それから町では様々な補助事業、実施しております。町では、できるだけ国・県の補助事業を活用しながら、町の施策目的のために予算を組んで、補助金を交付活用いただいております。補助金は原則、返済不要なお金を支給する制度です。もちろん、公益性が求められるため、一定の条件や申請、審査が必要となります。行政側としましては、事業者の方々の現状を把握して、政策的課題にマッチした費用対効果の上がる補助金をつくって、申請者の方々には、それぞれの経営計画等々にどう生かすかということが明確にされ、そして効果が上げていただくことが必要だと、そういうことが基本的なことだと私は考えております。そして、限られた予算の中で、それを有効に使っていただくと、我々も予算組みをするという使命がございます。そういう意味においては、常に再構築していかなければならないと、そういうものだと考えているというのが今回の再構築という考え方でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。補助金がかかなりいろんな部門に出ているのを知

っていますけれども、その中で、やはり費用対効果があったかどうか、いろんな補助をやっていて、それが非常に役立っているという人もいらっしゃる、そこまでもないという方もいらっしゃるというのが現状でもあると思います。特に、その効果があることについては、どんどん進めていただいて、そして、また費用対効果があまり発揮できない補助金については、やはり見直しというかたちは、ぜひ進めてその中で事業推進をやってもらいたいと考えております。

高齢化がやはり進んでいますので、非常に農地の現状維持が厳しくなっております。それに伴って、農林産物、林業は今価格が高くなって伸びているんですが、農産物については価格が減っているというような、いわゆる高齢化によつての農産物販売高の減少という悪循環が出てきているわけですね。その前から進められていました第1次産業プロジェクトというのが、いよいよ報告書がまとまってこの前、前回、私たちの手元に来ました。その中で目を通してみると、町民の中で切実な声というか、頑張りたいけど頑張れないというような状態のところが出ています。補助金の中のいわゆる今後もできる限り農業を続けたいとか、できることなら農業を続けたいけども、どうしてもできないと。手助けがあればできるのではないかとということで、農作業のサポーターみたいなそういう、いわゆる農業、そういう法人を設立できるかどうかについては、町長はどうお考えでしょう。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。農業の、特に農林業のうちの農業が非常に今、いろんなものが価格高騰して非常に厳しい状況にあるということで、国・県を上げて今、支援をとということでされております。それについては、早く情報をとってきちんとしたつなぎをしたいと考えておるところでございます、まずは。

プロジェクトの中でいろいろアンケートとか、いろんな意見の中で非常に厳しいということがあったということで、その中で、今後できればというようなこと、できるだけ続けたいがということでございます。その中で、さらには法人化という、かなりのちょっと先の先の飛んでいる状況、かなり先のイメージでの法人化の話ということでございますが、今現在では、まだその整理をしている段階でございます、今現在、例えば、農作業受託組織とかございますので、現状でも。そこの方に頑張ってください、その支援をきちんとやるというのが第1段階かなということで今現在の整理になっているということでございますので、その先の法人化についての議論はまだスタートしておりませんので、当然、役場が法人化をつくるのか、そういった方々が法人化をするのかという入り口でも違いますので、まだそこまでの議論には至っておりませんが、まずは、現状の中の課題を整理して、住宅組織の支援をきちんとやるようなことで、今回も予算化をしておりますので、そういったことの効果を見ながら考えるべきかなと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） この今検討する市も協議に入っているという話でありますので、期待をするところでありますが、この第3次プロジェクトの報告書の中にも規模の縮小またはどうかたちで出ております。売りたい人、貸したい人、非農地になりたい人とか、そういう中でやはり、何とか続けられればという思いはここの中に数字として伝わってきているわけですね。1番今苦勞しているのが、農地は、ほとんど機械化されますので、トラクターとかコンバインとか、いろんな農機具ですが、草刈とかいろんなことが、畦畔の草刈とか、そういうのが1番今、農業をされている人、高齢者の負担になってきていて、それ以上続けられないよという状態が続いていますので、これの手助けというのは、やはり行政がしながらそして今現在、農業をやられる若い人たち、60歳以下ぐらいから70代以下からでもいいですが、そういう人たちが手助けをしてやるということが農地の荒廃を防ぐことにつながると思いますので、これについては、ぜひ1年でも早く実行させてもらいたいと考えております。特に、農業法人については、ほかにもう既に進められている町村がありますので、そこを参考にされればいいんじゃないかなとは考えておりますが、日之影等もやっておりますけれども、実現に向けての具体的に年数というのは示されませんが、取りかかりはどれくらいでやりたいというお考えでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。日之影がアグリファームですかね、入られているのは知ってございまして、視察もさせていただきました。ただ、あれがベストかというところでもないかもしれない部分もあったりということでございます。さらにその法人化がいいのかどうかも、まだ私自身は確信を持っているわけではございませんので、まだまだ頑張ってくださいと、きちんとして支援したほうがいいかもしれませんので、法人化をもって何か全て解決するというような方向性でものを考えてございません。

さらには、農家の人たちの支援という部分で、どのいった、先ほどは、高齢者、高齢農家のお話をされました。ほかにも基幹的農家の方もいらっしゃいますし、どの分野のところはどういった支援をすれば将来どうなっていくということのほうをきちんと見極めることをやはりやるべきかなあと、その意味で、今回のプロジェクトの報告については、そこまでの方向性は出ておりませんで、現状の状態を整理されたということでもありますので、それは生かしながら、今言いましたような部分でと、やはりくくりをきちんとして考えるべきかなあとという整理を、現在の補助金もどこに付いているのかという整理もしながら、今後は考えるべきかなあとということで考えてございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 非常に農林業については、五ヶ瀬町の基幹作業であります。衰退を少しでも防ぐためにもいろんな方策、そして補助金の活用をしっかりとお願いしたいと考えております。

それでは、3番目の第3セクターの抜本的経営計画についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。1番当初のくくりが私の公約のお話からの第3セクターの抜本的経営改革という御質問だと思います。

第3セクターにつきましては、御存じのとおり2つ、五ヶ瀬ハイランド、それから五ヶ瀬ワイナリー、2つございます。両方とも近年は、ワイナリーについては、熊本地震から引き続くコロナの影響で大変厳しい経営状況と。ハイランドにつきましては、同じくコロナ関係で厳しい状況、それから雪不足によるスキー場のほうの経営不振ということがございました。まだはっきりした結果は出ておりませんが、前期ですかね、この間の冬のスキー場については、コロナ禍でも好成績だったという報告を受けておりますので、そういう状況です。

ただ、これまでずっと赤字が続いていて、その赤字の原因はきちんと究明をしてさらに、その両第3セクターの抜本的な経営は、どうあるべきかということをやっていきたいということが今回の公約の中身であります。基本的に、今現状をきちんと見極めたいと、そして対策を練りたいということで考えている次第です。

今回、拠点エリア整備構想等々、今、委託に出して検討しております。そういった中で、第3セクターの在り方も検討できれば、これ分かりませんが、入れて検討できればありがたいと考えているところでございます。現状、先ほど言いました赤字の原因を見極めながら抜本的な経営の方向を目指すということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 第3セクターというのがかなり厳しいということで、もう町民の皆さんもこのことについては非常に關心ごとであります。まずは、ワイナリーは幾つか問題点があったので質問させていただいた中にありましたけれども、それについての回答は、もう私も必要ではありません、ただ、ワイナリー存続のためにもう幾つも問題が抱えていると、自社農園への補助であったりとか、生産農家の減少であったりとかいうのも抱えています。ハイランドも同様に、それが抱え、問題が出てきてハイランド自体、木地屋やスキー場を存続できるかということについても問題が出てきているんじゃないかと思います。問題解決を1つずつしていかなければならないんですけれども、私の考え、私の思いですけれども、突破口としてワイナリーとハイランドもちょっと大きくリニューアルして、何かこう高揚感を与えるというのが必要じゃないかと

思いますけども、町長のお考えは。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。今、おっしゃられましたとおりなんですが、先に、すみません、先ほど申し述べるのを、前段を忘れておりましたが、第3セクターにつきましては、赤字でございますが、たくさん雇用の場になっております。スキー場それから木地屋やワイナリー、シーズンには何十人も雇用し、通常でも雇用されております。若い人たちが帰ってきて働いていらっしゃる。生き生きと働いていらっしゃる。ぜひその職場としては、私は残していかなければ、このような中山間地において雇用の場を生むというのは非常に大変でございますので、ある資源をきちんと生かすということ、そのためには最終的には経営改革をやらなければなりません、その前に、きちんとした検証をするという流れでございます。その中で必要な機能としてのリニューアルとか、いろんなことについては、今、先ほど申し上げました今度、高速道路が最終的にできたときには、どのような人の流れになってということ想定しながら必要な整備を考えていくということで、無駄な投資にならないためにもじっくりそこは公益的かどうか、町内を見通して必要な整備を考えていくというスタートに今、立っているという状況でございます。以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。まさしく、今の町長が言われたように、道のほうがよくなっていくという状況の中でのワイナリーやハイランドということになります。県道竹田五ヶ瀬線が着々と進んでおります。高速道路の整備も進んでおりまして、特に、八女までの高速道路がですね、あと1年半後には開通できるという状況です。そうして503にトンネルができるということで、急速に五ヶ瀬の道路事情がよくなってきている中で、2年後、5年後、10年後を見据えてですね、ワイナリー、ハイランドの機能、そして浮上を図るといふかたちが必要じゃないかと思うんですね。九州内、関西、関東方面への売り込むチャンスがやっと到来したということですので、町長自らのトップセールスを積極的に行ってほしいんですが、考えはありますか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。今、トップセールスをという話ですが、これまでもされていたと思うんですが、同じくトップセールスに力を入れてと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） ぜひ、これについては町長に、新町長になられた機会でもありますし、ぜひ実行していただいて、ワイナリー、ハイランドを伸ばしてもらいたいと思います。

次の質問でありますけれども、私が説明するまでもなく、第3セクターというのはですね、民間企業と地方団体が共同出資して官民共同で行うものということになってますけれども、既にハイランドもワイナリーも一応100%の事業体となっております。第3セクターという言葉がですね、イコール赤字というのがずっとつきまといまして、言葉のイメージがよくないということで印象を悪くしている感じがするんですが、町長が上げています地域活性化拠点エリア整備構想というのが中で、この第3セクターという名前じゃなくて、何か違う呼び名でハイランド、ワイナリーを再ブレイクさせたいという、してほしいんだという考えを私はあるんですけども、町長のお考えをお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） これは、新しい質問じゃなくて継続ということで、第3セクターの抜本的、新しい質問じゃないですよ、4番目ですね。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。第3セクターの呼び名という話なんですけど、それ以外になかなか呼びようがないというのか、第1セクターと言えば第1セクターなんですけども、第3セクター五ヶ瀬ハイランドというのは、言えばそうなんですけども、通常は、そこは第3セクターとは言いませんので、呼び名については、言いようがないと、国の基準もあったりするのでないなと思っておりますが、そうですね、抜本的経営の中では、その2つの会社のありようというのは検討してまいりますので、それがその第3セクターのイメージがつくのか、つかないのかというのは分かりませんが、第3セクターのイメージがないほうがいいということであれば、そのようなイメージのものに変わることもあり得るかもしれないというところで、現実的に、今現在、第3セクターという呼び名が変えるとかってというのが、世間一般の話なのでどうしようもないのかなと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 第3セクターという今後のこの基本整備構想、拠点エリアの整備構想の中でまた検討していただいて、ぜひ、ちょっと違うイメージに変えたいと、変えればと思っております。

最後になります。この第3セクターハイランドとワイナリーの一本化についての考えはありますか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。私の先ほどから言いましたスタートが公約の話でございますが、公約の中では一本化の話は私はしておりません。先ほど言いましたとおり、まだ現状を把握してどういう方向がいいのかと、抜本的にどうしたほうがいいのかとその中に1つになることもあれば、1つにならないこともあるかもしれないということで、まだ入り口で1つにするという

こと、結論付けて議論はしないほうがいいかなというところで、方向性の中にはあるかもしれないという状況です。それが正直なところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。これについては、ただ等、意見が出てくると思っています。町長の中での思いの中で、一本化についてはまだテーブルに載せていないということであらうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。テーブルへ載っていないということですね、一本化。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） はい、今、申し上げたとおりでございます。

ただ、方向性として効率化を目指す分野でそうしたほうがいいのか、例えば、大きくなってよそに対してそのほうがいいのかとか、いろんな分野でそうしたほうがいいという判断が立てばそんなことも、そう合併していくこともあるでしょうし、ほかの、その2つだけじゃなくて、ほかの分野も入れて会社をつくるとか、そういったこともありますし、まだ入り口としてその2つの話だけで合併云々という話ではないのかなあと思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 私も第3セクターの中で、特に、やはり皆さんが、1番町民が危惧しているワイナリーであり、ハイランドであり、赤字が続いていくということによる不安感が先走っているという思いも中にありますので、これを黒字化させるための施策というのは、やはり一本化を含めた検討も十分なされてやってもらいたいと思います。特に、近年、道路事情がよくなるというのが、もう分かっているわけですから、近いうちに道路が整備されて非常に五ヶ瀬の218、県道竹田線に車が入ってくるのが分かっているわけですから、黒字化できる要素は、下地はできてきていると思いますので、ぜひ2つを1つにするのか、別々に経営するのか、十分検討されて、黒字化に向けた体制づくりをしっかりとやってもらいたいと思います。

以上をもちまして、私のほうの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） これで佐藤成志議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで、午前中は休憩を入れたいと思います。13時5分から再開いたします。

午前11時53分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、3番、田中春男議員、御登壇願います。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。通告に従い一般質問を行います。

質問事項1点目、災害、緊急時の避難所の運営について。

1、高齢者等の移動手段を持たない人の避難所への移動手段について伺いたい。

2、避難所が停電になった場合、避難生活をより一層不安にさせると思うが、停電時の対策について伺いたい。

3、避難生活が長期になった場合、プライバシー保護、またコロナ感染等の避難環境の整備が必要になってくると思われるが、町長の考えを伺いたい。

2点目、町有林の維持管理について。

1、間伐等、維持管理の現在の進捗状況について伺います。

2、林齢が50年を超えた町有林がかなりあると思われるが、今後、売却の検討があるか伺いたい。

3、再造林の計画について伺いたい。

3点目、町を挙げたイベントの開催について。

町制施行60周年を最後に、ここ数年町民が集えるイベントが開催されていない。コロナ感染もあるが、状況を見て、町の活性化を図るためにも開催すべきと思うが、町長の考えを伺いたい。

以上、3点について質問します。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。

1点目の災害、緊急時の避難所の運営について伺います。

今後、災害が起きた場合、また台風等で被害が予想される場合に、高齢者等の移動手段がない町民が、いち早くかつ安全に避難行動を取るための対策が必要になってくるものと思います。五ヶ瀬町地域防災計画の中に避難行動要支援者の輸送手段として近隣住民等の協力を得るとともに救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行うとうたっていますが、これらにも数があると思います。こういったことから、町の職員、消防団で輸送するとかの対策が——もちろん安全も考えていかなければなりません——必要になってくるのではないかと考えます。また、一旦、指定緊急避難所へ避難された方たちが場合によっては指定避難所、あるいは福祉避難所へ避難しなくてはならない状況が出てくることも想定されます。このような事態が発生した場合の避難方法についても確立しておかなければならないと考えます。例えば、道路が寸断されて指定避難所から福祉避難所への移動、搬送ができないほどの特殊事情がなければ、要配慮者の避難は指定避

難所へまず避難することが前提となっていると思います。しかし、これら要配慮者の避難については、重症化リスクを防ぐ観点からも、最初から福祉避難所への避難ができるようにすべきと考えております。また、一般の方が誤って福祉避難所に来てしまうことのないよう要配慮者が災害時に避難すべき福祉避難所について、さらに広く町民に周知すべきであると考えております。このような輸送手段についての町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。田中春男議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高齢者の移動手段等々というお話でございます。

現状を申し上げますと、大雨、台風等の予測がつきにくい自然現象は、身内や知人宅の協力を得て事前の自主避難が基本でありますので、そういった対応をしていただいております。また、自主避難先がない場合には、各避難所への移動が必要になっているということで避難をいただいております。移動手段がない方、各公民館長や各地区の児童民生委員等からの連絡により、児童民生委員の方もお送りいただくこともあります。さらには消防団員が各部送迎を行っているというふうな現状でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。

避難所への移動については、本当に重要な課題だと思います。近年、線状降水帯による大雨によって、毎年のように各地で甚大な被害が起こっております。これを受け、気象庁では早めの避難につなげるために6月より大雨の可能性を予測し、大まかな地域を対象に情報提供が開始されました。これらのことで情報収集を的確に行い、災害が予想される場合は、早めに避難することができるように対策を行い、五ヶ瀬町地域防災計画に沿った防災士の育成、また町を挙げた避難訓練の実施も今後行うことによって被害の軽減につながると考えます。

それに併せまして、避難所が停電になった場合の対策も必要になってくると思います。一昨年にニュース等で大雨が予想され被害が発生する危険が多大にあると報道されたことがありました。幸いにも本町においては大事には至らなかったことはよかったですと思いますが、このとき、鞍岡複合型交流施設には100人を超える人たちが避難されたということでした。このときに避難所が停電になり、暗い中での避難生活が余儀なくされたと思います。こういったことで、避難された方たちが本当不安な夜を過ごされたのではないかなと思います。このような不安を解消するために発電設備が必要になってくるのではないかと考えます。このことについて町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。田中春男議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどと続きまして、関連でございます。基本的には自分で自分の身を守るというのが一番ということ、これまでずっと言われてきておりますので、それをベースに考えてほしいところなんです。先ほど避難所の話もありましたが、ただ、必ず避難所に行くべきかということも含めて、どこが一番安全か、自宅が安全であればやっぱりそこを選んでいただくというようなことを、やはり常日頃からそういった場合にはということが個々人で考えていただく、そういう情報の中で動いていただくということが肝要かなと、さらには、我々、この庁舎も含めて防災対策をやるということとなっております。情報を特にきちっと取っていく、それを情報を流していく体制が構築されたと考えております。そのことを現実のそういった大雨、台風等々の中では生かしていくと考えております。

停電の話ということでございます。確かに避難者の方、夜、停電されれば不安が増すということとで考えております。まあ、ただ避難者の方々は懐中電灯等を携帯されているのが一般的でありますので、自分の身の回りは懐中電灯等で行動は取っていただくことになるのかなと思います。避難所に関しましては、長時間の停電を想定して発電機を購入しております、各避難所への避難者数に合わせて配置をするということで常備をしております。現在は、備蓄倉庫のほうに保管をしているところでございます。その発電機を使って停電対応をするというのが今現在の考え方です。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 現在は発電機を15台ほど常備し、必要なときは職員が持ち込んで対処しているということですが、避難所となれば、体育館とかになれば面積も広くなるし、広範囲をカバーする必要性が生じてきます。あと大広間とかあるし、トイレとかもちろん明かりの確保をしていかなければならないと思います。こういったことから、もう少し大型の発電機、投光器の準備すべきではないかなと考えております。発電機はリース等で対応できますので、こういった大規模災害が起きて停電等が予想される場合には、早めに準備をしておき、自宅が災害のリスクがある場合に避難されてきた住民の方たちが避難所で不安な避難生活を強いられることのないよう対策をお願いしておきます。

次に、また避難生活が長期になった場合、プライバシー保護、コロナ感染対策等の避難環境の整備も必要になってくると考えます。幸い直近五ヶ瀬町においては、このように長期にわたる避難生活の例はないわけではあります。しかし、我々の身にいつこのような災難が降りかかるとも分かりません。避難所において、避難者の基本的なプライバシー保護、感染対策の強化とともに、町が行う対策の一つとして、避難所内の十分な換気やスペース確保、避難所全体のレイアウト、

動線と、避難者に配慮した避難所運営の在り方について求められます。また台風災害の時期は、主に夏場に起こるわけですが、避難所の暑さ対策も必要不可欠のものと考えます。これらに対して町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。田中春男議員の御質問にお答えをいたします。

避難生活が長期になった場合のプライバシーの保護をどうするのかという御質問でございます。令和2年度に屋内用簡易テントを購入いたしております。さらに長期化に備えて敷物のアルミマット、それから多目的簡易アルミベッドを購入してございまして、そういったものでプライバシーを保護したいということで備えております。さらに町民センターがコロナ感染者の避難所、指定しておりますが、そちらのほうもパーティションを使いまして仕切るように考えておりますので、そういったことでプライバシー保護を図っていきたくと考えております。

先ほど議員がおっしゃった実際の運営についてということでございますが、こちらも少しやはりそれぞれの避難所での運営の在り方は踏み込んで現地にあうようなことを考えていくべきかなと、その部分はもう少し努力がいるかなという思いがしております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） ただいまの町長の答弁によりある程度は備蓄されているということですが、これも100セットと数に限りがあるんじゃないかなと思います。広範囲に被害が起きたり、被害予想がされた場合には、この数では足りないと思っておると思います。まあ、備蓄品を使用しないことが本当は一番いいのではないかなと思いますけれども、毎年その備蓄数を増やしてもらって、避難された方たちがプライバシーの保護、感染防止等、安心して避難生活を送れるように避難環境の整備を順次対策されるようお願いして、1点目の質問を終わります。

次に、2点目の町有林の維持管理について伺います。

現在、五ヶ瀬町が所有する山林が約1,000超あります。そのうち分収林が65%、実際町が管理している山林が約35%となっています。これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題ですが、間伐、保育等が適正に実施されず、水源涵養機能や国土保全が十分に発揮できない森林が存在しているのではと考えます。この五ヶ瀬町が管理している分について、現在までの間伐の進捗状況等について伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。田中春男議員の御質問にお答えをいたします。

町有林の現況、先ほど田中議員がおっしゃられたとおり町有林全体面積は1,011ヘクタールでございます。令和3年の3月31日現在でございますが。平成29年度から管理につきまし

ては、森林組合に約400ヘクタールを委託しておりまして、業務内容は、監視業務、施業計画策定、管理簿等の整備、新得町交換林の除草作業を委託しております。

続いて、間伐等の実施状況ですが、平成24年度より森林組合へ委託し町有林の森林整備——下刈り、間伐、皆伐、造林——を実施しておりまして、令和3年度までの7年間で約70ヘクタールを整備しております。収支で見ると300万円ほど収益があるということでございます。森林整備に係る補助金があるため何とかプラスになっている状況にあると、これが今現在の状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 毎年平成24年度より森林組合に委託し、下刈り、間伐等は実施されているということでもありますけれども、まだ令和3年度までの7年間で約70超、まだまだ整備が必要な山林がたくさんあるのではないかなと考えております。またこれらの山について、鹿の被害が町有林についてもかなり発生しているのではないかなと思っております。御存じのように鹿が皮を食べて食害を受けると、生産素材としての価値は全くなくなってきます。現在、町有林については杉が35年生から70年生前後、ヒノキについても12年生から60年生、またこれにクヌギ等の広葉樹林もあるわけではありますが、これら杉、ヒノキについては伐期が来ているものがほとんどを占めていると考えます。現在、杉、ヒノキの販売価格は数年前からすると約1.5倍ほど上昇しており、直近の平均単価にしても1立方メートル当たり1万5,000円程度と取引価格は安定している状態であります。こういった状況から、伐期が来ている杉、ヒノキについては分収林も含めた売却の検討もしていくべきではと思っておりますが、町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。田中春男議員の御質問にお答えをいたします。

伐期を迎えている杉、ヒノキ等々あるので売ってはどうかという御意見だと思います。そのとおり、やはり先人への感謝をしながら利用すべきときに利用するというのがいいということだと思います。伐期を迎えた杉、ヒノキについては順次伐採し、その収益を公共施設等の整備基金に充てる等、有効、有用に活用していきたいと考えております。令和4年度、今年度ですが、鞍岡の原目、長峰を皆伐する計画です。約12ヘクタールになります。それから来年度、令和5年度、三ヶ所、土々呂山、森林組合と分収林になっておりますが、こちらについては伐期を延長して間伐ということを考えております。令和6年度からは、先ほどございましたとおりですが、御意見にありましたが、分収契約期間満了を迎える分収林を相手と協議をしながら、随時皆伐していく考えであります。以上以外にも伐期を迎えている団地も多数あるため、皆伐をメインに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 今の説明にありましたけれども、伐期の皆伐の計画は順次伐採していきたいということでもありますけれども、まだまだ結局面積も結構広いんです。早め早めの皆伐をして、間伐、手入れされていないところについてはやっぱり大雨等の被害があって、山林が絶滅するということも考えられますので、こういったことを考えて売却の検討をしていただきたいと思います。また、こういう町有林が売却に至った場合に、そのままの放置状態ではいけないわけでありまして、再造林が必要になってきます。しかしながら、現状を見ますと、鹿等による食害を受けてせっかく植林したものが育たない、そういった状況があり、植林後の管理も難しいところも、はっきり言ってあると思われまます。経済性重視の単層林の施業を見直し、長伐期施業、複層林施業、また生態学的に地域に適した多様な樹種を導入する施業を実施し、水源の涵養や自然環境に配慮した森林整備を進めなければなりません。作業道路、山林の勾配条件が良い場所については、杉、ヒノキの再造林を行い、また場所によっては自然林に戻して山の保水能力を高めて崩壊等の被害を防止するといった対策も必要ではないかなと、私個人的には考えております。これらの再造林の計画について町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。田中春男議員の御質問にお答えをいたします。

我々、まさに今、おっしゃられたとおりのことを考えてございます。皆伐を行った土地については、その土地の立地条件等を考慮して再造林を実施していくという計画です。実施に当たっては森林組合で取りまとめている森林整備事業を活用して有利な条件で実施をしていく考えでございます。また、現在未植栽地になっている土地につきましては、森林整備センター所管の水源林造成事業を活用して、分収林として有利な条件で再造林等を計画していく考えでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 再造林の計画があるということでもありますけれども、森林の有する公益的機能は、今現在、地球で進んでおります地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、町民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備を進めていくことは、この本町の国土や住民の命を守ることにもつながるものと考えます。また、森林環境譲与税等を活用した森林整備もできるのではないかなと思っておりますのでよろしくお願ひします。町有林は町の大事な財産です。今後、売却の計画を行っていくことを含めて適切に維持管理されることを強く希望します。

次に、3点目の町を挙げたイベントの開催について伺います。

過去には毎年産業文化まつりと称して開催されてきた経緯があります。その後、民間主導になり、現在はコロナの影響も少なからずあると思われるが、町制施行60周年にGーパークであった「レーザーと花火の融合」でしたかね、それを最後に町を挙げてのイベントが開催されていない状況にあります。こういったことから町民の方から「どうして五ヶ瀬は祭りをせんとかね」という意見をたくさん聞くことがあります。町内には祭り、イベントを行っている地区は数か所ありますが、しかしながら、高齢化、人手不足によりこれらの祭り、イベントを持続していくことが困難な地域も増えてきているのは当然のことと思われます。こういった各地の祭りは、地域の魅力を発信する重要な資源であるとともに、子供からからお年寄りまでが参加する地域活動の代表例であり、人と人との交流や地域の活力を生み出す源となっていると考えます。実際、私が住んでいる13区においても白滝もみじ祭りとして、私たちが20代ぐらい頃から約35年間ぐらい、餅つきとかヤマメを焼いたりとかバザーをしたりしてやってきた経緯があります。これも年々、皆50代60代となり70代となり、人員が減ってきて数年前に開催をやむなく中止したところでもあります。事実、やめたらやめたで、みんなで「なんか寂しいね、あの頃は楽しかったね」というのがみんなの本音でした。開催してきた頃は数日前からの話合い、前日の準備等で大変ではありましたが、毎年11月3日になると楽しみにしている地区の方々がおられました。町民の方もこういったイベントが行われないことで、こういった寂しい感情が生まれているのではないのでしょうか。新型コロナウイルスの感染症の影響もあるかと思われますが、状況を鑑みて開催すべきと考えます。町長の考えをお聞きします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。田中春男議員のイベントについての御質問です。

まずは、イベントの、先ほども少し御説明ありましたが、状況を、これまでの経緯をお話させていただきます。町が主催するイベントにつきましては、平成10年度まで例年秋頃に産業文化まつりとして開催をしてきました。その後、民間主催によるイベントが実施された経緯もあります。平成13年の町制施行45周年から5年区切りでイベントを実施しております。65周年に当たる昨年度も本来はイベント、まあ、区切りの年ということだったんですが、国文祭も合わせて「風流ごかせフェスタ」を実施するという予定であったんですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止を余儀なくされたということでございます。ということから、実際のイベントはここ数年開催されていないというような状況でございます。

現在の考え方ですが、イベントの開催に、我々町のほうではそれぞれの5年刻みの折にはテーマを掲げて開催をしてまいったところなんです。そして、ストーリー性、それから開催の目的、開催後における目的達成に向けた町民意識の契機づけ、そのような効果を求めて、当然であります、税金を投入するというのが大きなイベントの開催の在り方という整理をこれまでしてまいったと

ころであります。よって、娯楽イメージ等々のみでは、なかなか経費を捻出するということでは難しいということで、町主催のイベントを頻繁に開催する目的に足ることではなければというのが、これまでの考えで5年間刻みで大規模なものを、困難だということで5年刻みでやってきたところでございます。さらには、そういう困難であります、各地域での手作りイベントを支援しようということで、地域づくり支援事業補助金、先ほど議員が言われた地域でのイベントもそういう支援を受けながらやられたのかしれません。現行では、町民提案型のまちづくり事業補助金等々を組んでおりまして、地域の中で手作りイベントが実施される状況でありますので、そういった町民主導の地域活性化が、主導でやられることが、地域活性化に重要な取組だということで、現在は支援をしているということでございます。

ただ、議員おっしゃるとおり高齢化、少子化、人口が減るということで以前のようにできない状況があるというのも片方で現実にあることだと思っております。そこにやはり規模を少し広範囲で一緒に取り組むとか、いろんな工夫もいるのかもしれませんが、いずれにしても、町ではそういった手作りイベントを積極的に、今現在は支援をすることが重要だという取組をやっているということでございます。

ただ、今後につきましては、現状どういように開催目的等を鑑み町主催の大規模イベントについては、先ほども言いましたとおり、ストーリー性を持って節目ごとにやるということではありますが、小規模なものにつきましては、適切な時期に、その状況下に応じたテーマを掲げた上で実施することが望ましいと考えているところでございます。民間ベースまたは地域での開催につきましては、先ほど言いました町民提案型まちづくり事業等を活用していただいて、我々のほう支援させていただこうと考えております。それぞれのところで、そういったところをまだまだやられるところがありますので、そこは支援しながら中規模等々のイベントについて必要なテーマ等々の設定をしながら実施できるようなことを考えていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 鞍岡をちょっと例に挙げて言えば7月に祇園まつりという大祭が行われているわけですが、今のところ、子供たちの——小学生、中学生、保育所も含めた——みこしとかいろんななぎなたとか鼓笛とかが出ていて、そしてまた、鞍岡は若い子供たちが結構増えて、鞍岡盛り上げ隊というのをつくって祭りでバザーをしたりとかして協力しております。今のところ、もう大変にぎわっておりますけれども、これもいつまで続くかなという不安があります。町長の答弁によれば、節目の年の開催が望ましいということでもありますけれども、過去に現庁舎の敷地で行われていた頃に、あの頃は、各地区対抗綱引きとか腕相撲男子の部、女子の部の大会が開催されていた記憶があります。参加者はもちろんですけども、周りの応援に

も熱が入り、大変にぎわっていたのではないかなと思っております。あと隣の諸塚村では、あそこは産業祭といって産業文化祭かな、行われていると思いますが、村外に住んでおられる方たちに来てもらうために日向から貸切りバスを運行されているそうです。こういったことで町外に住んでおられる方たちが、毎年決まった時期に開催することによって、五ヶ瀬に帰郷する計画を立てることができるのではないのでしょうか。もちろんイベントを開催するには資金が必要になることは承知しております。1,500万円程度必要だということで先ほどの答弁でありましたけれども、何も高いお金をかけて芸能人を呼ぶ必要はないんじゃないかなと思います。地元にはいろんなサークルがあります。また、地域に芝居劇団とかそういったのもあると思います。そういった人たちをやっぱり呼んでから町をにぎわせてもらう。町民主権による町民参加型、主導で行っていき、補助事業の活用、またはJA、商工会、地元企業等の協賛をお願いして、たった一日のことではありますが、子供から大人まで集えて、日頃の忙しい仕事のことを忘れて楽しいひとときを過ごせるイベント、祭りを開催されることを、ここで強く要望しておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） これで田中春男議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、4番、太田保義議員、御登壇願います。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田保義です。通告に従い、次の2点について質問を行います。

質問事項1、教育関係予算の確保について。

質問の要旨、教育関連予算も他の部署同様に査定、減額されていますが、特に直接、児童生徒の指導、学習に要します教育振興費については、特段の配慮を図ることが重要であると判断しますが、考えを伺います。

質問事項2、学校教育で使用する「この町の歴史」（仮称）作成について。

質問の要旨、五ヶ瀬町の成り立ち、自然環境、文化、災害、戦争の爪痕など我が町の歴史の副読本を作成し、学びの一助とすることは必要であると判断しますが、考えを伺います。

以上、2点、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 質問させていただきます。

教育関係予算の確保について。

教育関連予算も他の部署同様に査定、減額されていますが、特に直接児童生徒の指導、学習に要します教育振興費については、特段の配慮を図ることが重要であると判断しますが、考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。太田保義議員の質問にお答えをいたします。

議員が言わんとされる内容は、平たく言えば、査定で減額されたいと、教育は大切なので特段の配慮が必要ではないかというようなことだと思われま。このような内容と言いますか、予算に関することにつきましては、他の予算分野でも同じことが考えられると思います。それぞれの立場からすればそうだと思いますが、限られた財源をどう予算化するかという全体調整ということについては、ある意味仕方ない、当然、行わなければならない税金の配分なので仕方ない部分があると考えております。予算編成につきましては、総務課が予算要求に対してヒアリング等行いまして、最終調整作業を行います。その間の数値はあくまでも予算調整作業における積算資料という捉え方ですので、当初の要求が高い、安いということではなくて、それはあくまでも資料扱いで、その後、調整をやるということでございます。財源調整も含めて行われる作業は部分最適から全体最適への作業であります。部分的には、それぞれの課にとっては最適でしょうが、全体で最適を目指すのが予算づけということになっておりますので、そういう作業をさせていただいているということでございます。それを、議会に御提案をして議案として提案をして議論をいただいているというのが予算づけでございます。今回、教育振興費への特段の配慮ということでございますが、総務課では限られた財源をいかに有効的に使っていくか、本当に骨の折れる作業の中で予算作成をしているということでございます。教育振興費という具体的な部分でございますが、我々としては教育振興費、十分な予算づけをさせていただいているという確信を持っております。そのようなことで、今後とも総合的に判断をしながら、予算作業を進めていくということでございますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 今回は、一応、私のこの要求した気持ちだけを酌み取っていただいて質疑応答はなくて、今から述べることだけ耳に留めていただければ幸いです。

かつて、このような話を聞いたことがあります。人は人として生まれるのではなく、人として育てられる。インドだったでしょうかね、オオカミに育てられた姉妹の話があったことがあります。その二人のさまはまるでオオカミ生活そのものだったということです。悲しいことに二人とも幼くして亡くなられたということでした。私は、このとき人が成長するとき人との関係が、そして教えることがいかに重要であるかを、ちょっと中学校の頃ですけど、感じたものでありました。私は昭和33年に三ヶ所小学校に入学しました。低学年のころ、図画の時間があつたんですが、時たま画用紙ではなくA3ぐらいの薄いクレヨンの乗りが悪い紙が配布されることがありました。子供心にちょっと不便さを感じたことは今でも覚えております。それから、その後、三中、

今の五ヶ瀬中学校に学びましたが、よく理科の担任教師、名前もはっきり覚えております。（イケダ）先生という方なのですが、理科室の教材が予算の不足により十分でないことを口にされていたことを今でも思い出します。その当時は、私たちの同級生のほとんどが現在のように高校進学できるような状況にはなく、中学校を卒業すると都会に就職する同級生も多くいました。現在では考えられないことだろうと思います。現在の若い御両親はいずれの家庭も子供たちの教育に惜しみない情熱と費用をかけておられます。ただ、教育は本人の努力もさることながら、教育現場の先生方の指導が大変重要であることは今も昔も変わらないことだと思います。最近五中を卒業される生徒の多くが地元の高校でなく都市部の高校に進学されると聞いております。この状況が何を物語っているか、これは自明のことだと思います。小迫町長の公約にゼロ歳から中学生までの医療費の無償化が書かれてあります。確実に実施されることを望む次第であります。私は、学校から提出される教育振興費予算は現場の先生方と関係職員の熱意の裏返しであると考えます。医療費同様に考えられませんか。医療は児童生徒の身体の治療です。教育振興費は児童生徒の心と身体を育む費用であると思います。以前の委員会で予算査定のことを聞いたことがあります。小学校4校の査定減額47万円、中学校は26万円と伺っています。合わせて73万円ということでした。予備費には500万円計上してありますが、この使用について「過去に幾らかありますか」と聞いたときに「30万円程度あったんでなかろうか」ということでした。私は小学校で学んでいる幼い児童生徒の輝くような瞳、その子らの小さな両手に必要な学習教材を十分に与えてみようではありませんかと考えます。五ヶ瀬町の豊かな自然はいいです、本当に。それと同時に教育現場となった児童生徒の命輝くような施策こそ、私は必要であると考えます。県北の小さな町ではありますが、事教育方針については県下トップにあると言われるような町にしようではありませんか。これは私の思いです。

○議長（甲斐 政國君） 回答は必要ないと言われましたかね。

○議員（4番 太田 保義君） 回答は必要ありません。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。回答は必要ないということでしたが、我々も同じように子供たちがやはり五ヶ瀬の宝だという思いで、一生懸命やらせていただいております。教委を中心に五ヶ瀬教育グランドビジョンをほかにない取組としてよそに誇れる教育システムをもって愛情を込めてやっておるというところがございます。そこは御理解いただきたいと思います。さらに、費用の話からいきますと教育振興費という捉え方で議員はおっしゃいましたが、ほかの施設費、事務局費、いろんな分野がございます、これを見ますと、特によその町よりも先ほど言いました五ヶ瀬教育グランドビジョン費用等も含んでおりますので、引けを取らずに、やはり教育に金をかけてやっている町だと、金の話から言ってもそういう自負は持っておりますので御

理解をいただきたい。また、いろんなご意見があれば、ぜひお聞かせいただきたいと考えてございます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。お話は分かりました。私は金額は、まあ、確かに73万円という金額を減額したから悪いんじゃないかと、73万円を積算するためには学校側の先生と事務局の方たちが積算されただろうと思うんです。だから、そのことについてはやっぱり教育は私は人を育てる基本だと思っています。73万円だったら予備費に500万円積んでありますけども、この一部でも取り壊して、まあ、100%は無理ですけど要求額の99%ぐらい認めてあげてもいいと、不足するときは補正でということですけど、補正をつくらせるという意向よりも、最初からそういったことでやったほうが先生たちもいずれ転勤されると思いますけど、五ヶ瀬の教育に対する熱意は違うぞと次来る先生に伝えられるような環境であってほしいと願っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） では、次の質問。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 次の質問に移らせていただきます。

2番、学校教育で使用する「この町の歴史」（仮称）作成について。

五ヶ瀬の成り立ち、自然環境、文化、災害、戦争の爪痕など我が町の歴史の副読本を作成し、学びの一助とすることは必要であると判断しますが、お考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。4番、太田保義議員の学校教育で使用する「この町の歴史」（仮称）作成についての御質問にお答えいたします。

まず、現在の学校教育における我が町の歴史教育の現状について説明させていただきます。先ほどの質問にもございましたように、本町学校教育は五ヶ瀬教育グランドビジョンに基づいて行われております。グランドビジョンの特徴の一つとして挙げられるのが地域のひと・もの・ことを存分に取り入れた豊かな体感活動というカリキュラムです。義務教育を終了するまでの間に、児童生徒は、五ヶ瀬の自然環境、文化等について、このカリキュラムに従って、意図的、計画的に学んでおります。

次に、災害についての学習ですが、各学校で整備しております学校危機管理マニュアルに従って、各種災害に対応した訓練を実施しております。特に、大雨による土砂災害につきましては、町建設課及び西臼杵支庁と連携して特別に教室も実施しており、過去の災害についても学んでおります。

平和学習については、夏休みの登校日の講和や国語科における戦争を題材にした物語文の学習に加え、夏休みの課題で、戦争についての調べ学習を実施している学校もございます。

また、町民の皆様にご協力いただき、昔の様子や戦争についての講和を実施している学校もございます。

御質問にございました我が町の歴史を学ぶ副読本についてですが、私たちの五ヶ瀬町という副読本を現在作成しております。内容は、町の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子、これに加え、地域の様子の移り変わりなどについてまとめたものです。

人々の生活との関連を踏まえて、この五ヶ瀬町を理解するとともに、必要な情報を調べ、まとめる技能等を育成するものとして作成しております。この副読本は、教育委員会が町の教職員と委員会を組織して編集作業に当たっておりまして、4年に1度改訂をしております。今年度、令和4年度はちょうど改訂の年に当たります。

今後についてですが、本町の歴史についての学習は、引き続き、五ヶ瀬町の自然、文化、歴史について、社会科学的な面から体験的に学習を行うことに加え、平和的で民主的な人材の育成のため、道徳的かつ、この側面を十分に配慮しながら、町の未来に向かって教育に取り組んでまいりたいと考えております。

御質問にございました副読本については、現在のものを最大限に活用しながらも、教材のデジタル化、具体的には児童生徒に配付されておりますタブレット端末のよさを生かして写真や動画なども教材として積極的に活用するなど、事業支援ツールとしての充実を今後、図っていききたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 1941年に太平洋戦争が勃発しました。1945年終戦、1951年私の生まれた年なんですけれどサンフランシスコ平和条約後に日米安全保障条約も締結されました。私は昭和33年に三小に入学しました。昭和38年の記録に残る大雪、昭和39年三中、現在の五ヶ瀬中学入学。その年に東京オリンピックが開催されました。昭和46年台風23号に病院裏山の崩壊による6名の方々、死亡された災害がありました。これは今でも鮮明に頭の中に残っています。これ以外にも五ヶ瀬町の災害は数多く記載されております。私たちの頃からある程度、五ヶ瀬の歴史については学ぶ機会がありました。五ヶ瀬町を離れ、平成18年に帰省しました。縁がありまして、三カ所地区遺族共助会事務局を引き受けてなりました。そこで感じたことは、遙か以前に、太平洋戦争が終結していますが、高齢化した戦没者の遺児またその御家族が今なお、戦没者慰霊碑の維持管理のために尽力されていることです。そうした町民がおられることを肌身で感じて知ったのはこのときでした。こうした実は恐らく、歴史の片隅

に押しやられてしまっていて関係者以外知らないことになっています。

ここに1冊の本があります。太平洋戦争への道1931—1941。その序文にこう書かれています。半藤一利さん故人は、あくまでも事実に基づく証拠を見つめ、その意味を批判的に考えることを通じて、歴史を解明する努力を体験されましたとあります。私もそうあるべきだと考えます。なぜだと言え、その資料を今、生きる人たちは、提示する義務があるのだと思います。確かに、義務教育課程においては、ここに述べられましたとおり、あらゆる手段で教育されています。五ヶ瀬中学でも平和教育がなされることは承知しております。ここにあります五ヶ瀬地域防災教育、この中に災害教育の伝承ということで、やりなさいというふうに明確にうたっています。こういうことも含めて、私は1歩進んで細かな災害記録や今なお継続されている遺族の方々の行動、戦争の爪痕などが別プリントでもさらに生徒さんに周知させるべきであり、現在ある副読本にも挿入すべきであると判断します。それが五ヶ瀬町に真に密着した教育になるものではないかと判断します。

ここから先は、少し私個人の非常に主観的なやり方になります。仮に、私たちが先の大戦に動員され、このように絆を残すことなく戦死した英霊と仮定します。そうした今、今を生きる人々がそのような戦時の存在に生まれて1度も思いを馳せることがなく、命を享受して生きていたらどう思われますか。非常に悲しいことであると思います。国策として、戦地に送り込まれ命を落とし、そこから現実を見つめたとき、祖国が永遠なれと望むことができるほどの人間であるとは思いません。どうしてもなく進行する人口減少傾向、過去の歴史に反省を込めて、せめて我が町、五ヶ瀬町だけは変わろうではありませんか。五ヶ瀬町に生まれたらいつでもいいから、そうした戦時の存在に思いを馳せようではありませんか。五ヶ瀬町が変われば西臼杵が変わる、西臼杵が変われば宮崎が変わる、これは誰も知らないことかもしれませんが、いつかは答えが出ると思います。

今回は、この質問で終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 回答はよろしいんですか。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。何か御意見がありましたらどうぞ。

○議長（甲斐 政國君） 御意見というか。教育長。

○教育長（渡木 秀明君） 教育長です。議員の御意見、しかと私、聞かせていただきました。今年度ですけれども、上組小学校、小学生がロシアによるウクライナ侵攻について自分の考えを宮崎日日新聞に投稿をしていました。これからの五ヶ瀬町を支える人材というのを私たち教育委員会は預かるものとして、何が正しいのかというのをしっかりと自分自身で考え、そして判断し、行動できる人づくりというのをやはり、これから先進めていかななくてはいけないと改めて感じたところでした。以上、感想になりますけれども、よろしかったでしょうか。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。よろしく願います。期待しています。これで質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） これで太田保義議員の一般質問を終了します。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

次回は、6月21日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦
労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後1時56分散会

3 目 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第24号
五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 2. 議案第25号
令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3. 議案第26号
令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第 4. 議案第27号
令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第 5. 議案第28号
令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 日程第 6. 議案第29号
令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第 7. 議案第30号
物品購入契約の締結についてについて
- 日程第 8. 発議第4号
議員派遣について
- 日程第 9. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	垣内 広好
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	菊池 光一郎
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午前10時00分開議

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） 初めに、本日は町内3つの小学校、三ヶ所小学校、鞍岡小学校、坂本小学校から計18名の6年生が傍聴に見られております。また、引率の先生方3名、見えておられますけれども、先日、議会としましては、出前授業をやって、議会とはどういうものか、そして議員とはどういうものか、どんな話合いがされているのかというのを、それぞれの学校でお話をさせていただいているところでもあります。そういったこともございますので、本日のこの議会、最終日でございますけれども、質問、それから回答につきましては、ゆっくり、はっきり、簡潔丁寧を心がけていただきたいというふうに思います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第24号

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、議案第24号五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件につきましては、去る6月14日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。五ヶ瀬町の消防団の定員の一部改正等、給与の改正もありますが、今まで郡内で、五ヶ瀬町ではかなり給与等の差があったんですけれども、今回の一部改正によって、高千穂町、日之影町との差額については、ほとんど同額になったと見ましてよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えします。

今回の改正については、提案理由の説明にもありましたとおり、消防団の処遇改善を図るため、消防庁から非常勤消防団員の講習等の基準が示されたところです。それに伴いまして、高千穂町、日之影町と同じ額ということで、今回見直しをしているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。非常に消防団員の皆さん、頑張っておられます。給与等が改正されることによって、また、士気も上がるかと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第24号五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第25号

日程第3. 議案第26号

日程第4. 議案第27号

日程第5. 議案第28号

日程第6. 議案第29号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第2、議案第25号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第6、議案第29号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件は、これを一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第25号から日程第6、議案第29号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件につきましては、去る6月14日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。議案第25号についてお伺いします。

令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第1号）、議案書のページ、22ページです。4番、森林公園事業費の中の工事請負費193万5,000円、いこいの家改修工事となっております。これは、スキー場のパーキングセンターにあります向かい側にある、かつてうどん屋さんだったところだと思うんですが、ここを改修されるということですが、改修した後の夏場、冬場の活用について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、以前スキー場営業期間中において、波帰地区の方々に軽食を提供する施設として管理いただいておりますパーキング内に位置する同施設について、近年は老朽化が激しく活用できない状況でありました。将来に向けて、方向性について五ヶ瀬町ハイランド及び地元で組織する霧立山地を愛する会において、協議を重ねた結果、夏場、グリーンシーズンの森林公園の活用のための一方策として、登山者への休憩所として開放するとの結論に至り、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、同施設のリフォームと隣接するトイレの撤去を行うものであります。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。今、御説明ありましたが、夏場のグリーンシーズンの休憩場所ということも考えられてるということでもあります。冬場はスキー客で大変にぎわっているスキー場ですけど、夏場が何も今までしてないということで、非常に事業展開が難しいのかもしれませんが、しっかりとその辺は、今言われたように、考えて実施していただきたいと思っておるところです。

○議長（甲斐 政國君） よろしいですか。

○議員（5番 渡邊 孝君） はい。

○議長（甲斐 政國君） はい。ほかにありませんか。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。同じく、同じページに第25号議案の一般会計補正予算のことについてお聞きします。同じページになりますが、森林公園事業費の中に、修繕料として1,748万2,000円計上されていますけど、これはどの施設をどのような修繕をされるのか、お聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

森林公園事業費中修繕料でございますが、主なものとしましては、圧雪車のシーズン前点検127万7,000円、人工降雪機の点検1,540万円が大きなところであります。

なお、財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することを想定しております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） スキー場もオープンしてから三十数年がたつわけでありますけれども、施設とか設備がかなり老朽化していると考えます。早めに修理していくことで、経費も抑

えることができるのではないかなと考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。同じく、議案第25号の、これはページで申しますと4ページになりますが、圧雪車リース事業というのがございます。5,139万3,000円ということで上がっておるんですけども、この詳細についてお聞きしたいのと、ただいま田中議員の質問において、修繕ということで金額が上がっておりますけれども、その辺の関係も併せて御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

債務負担行為の件だと思うんですが、圧雪車リース事業、向こう7年間で5,139万3,000円を限度額として想定しております。7年リースで、ひと月に結構金額がかかるんですが、61万1,820円ということで、その分、令和4年度につきましては244万7,280円の支出でございます。

スキー場2台、圧雪車しておるんですが、1台の片一方の老朽化が激しいというようなことで、リースで対応するものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） はい、了解いたしました。ただ、2台圧雪車があるということなんですけども、今回のこの新しく導入する圧雪車は、前回と同等の機種、もしくはそれ以上の機種といたしますか、その辺はちょっとお教えてください。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

同等のものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） はい、ありがとうございます。金額等もちゃんと検討された上でのリース契約だとは思いますが、ぜひ、このリース期間、大切に使用していただき、できるだけ修繕費等が発生しないように大切に利用していただき、その月々といいますか、シーズン前のメンテ代とか、その辺ができるだけ抑えられるような形でいければよろしいのではないかなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。同じく、議案第25号の22ページの観光費で、施設整備工事682万円って上がっておりますが、これは添付資料の観光施設整備事業のトイレ整備の中に含まれた金額でしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

添付されている資料ちゅうのは、あくまでも資料でございますので、一から説明をさせていただきますと、施設整備工事の内訳としましては、キャンプ場の排水管、キャンプ場のコテージ改修工事、雲の上のぶどうの雨漏りしておりますので、屋根改修工事と、岩神トイレの洋式化ほかを考えてございます。財源につきましては、全てコロナ財源を考えております。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。じゃ、これは、添付資料はあくまでも添付ということで、うのこの滝と上がっておりますが、ここにはトイレは設置されないということですか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

うのこの滝につきましては、川曲側の展望所の伐採を考えてございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 綾健一でございます。

○議長（甲斐 政國君） スイッチを……。すみません。マイクのスイッチを入れてください。ちょっと待ってください。点滅が消えてない……。まだ、ちょっと点滅が消えてから、すみません。どうぞ。

○議員（7番 綾 健一君） 同じ、議案25号一般会計補正予算の23ページになります。農道新設改良の14番の工事請負費で、減額の296万円が載っております。この道路整備工事についてお伺いいたします。この路線についてもお伺いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（廣本 憲史君） 建設課長です。綾議員の御質問にお答えさせていただきます。

道路新設改良費の工事請負費のところの296万の減額というところでよろしいですかね。はい。これ、社会資本関係の1,190万と道路メンテナンス事業のマイナスの1,786万という

ことで、その合わせての減額という形になりますけれども、ただ、交付決定によります事業費の調整ということで、今回上げさせていただいたところでございます。

路線名につきましては、まだ、道メンテ関係なんですけれども、道メンテ関係は、橋梁、橋の工事になりまして、4路線計画をしております。定期点検も含めてという形での事業費になります。詳細は、川曲線、戸根川一号線、荒谷、それから両国橋ということで考えております。

それから、社会資本のほうにつきましては、防災安全関係の事業ということで、宮の原・兼ヶ瀬線、それから廻渕・川曲線、それから通学路の改修ということで考えているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） ただいま説明をしていただきましたが、大変だと思います。いろいろとやっぱり整備、完成もしていかないといかん部分がもうたくさんございます。その中で、まず減額というのは、非常にやむを得んかなというところもありますが、できる限りこういったことのないように、また進めていただきたい。かなり長期間になると思いますが、できるだけ進めていって、安全対策を取っていただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。議案第25号の一般会計補正予算の20ページの地域農政対策事業費の中の五ヶ瀬町新規就農者育成総合対策事業補助金900万とありますが、この事業内容を教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） 農林課長です。ただいまの甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

この事業についてであります。実は令和3年度までございました国の事業であります農業次世代人材投資事業補助金につきまして、経営開始資金ということで年間150万円の最大5年間補助する事業がございましたが、この事業が、本年度、令和4年度からその名称が、新規就農者育成総合対策事業補助金という名称に変更され、その内容について、新たに先ほどの経営開始資金にプラスして、経営発展支援事業という事業が追加されております。この事業についてであります。新規就農者が経営開始時に必要となる農業施設や、また機械等の導入費用に対して最大750万円を当年度に限り支援するものであります。

この補助対象事業費の上限は1,000万円となっております。そのうちの4分の3、最大750万円の補助ということになります。

内訳としましては、国が2分の1、県が4分の1、残り4分の1が250万ということになります。この部分については、新規就農者御自身で融資を受けることが要件ということになって

おります。

また、これまでありました経営開始資金については、最大5年間の補助だったのが、最大3年間に短縮をされているところでもあります。

また、この経営開始資金とこの経営発展支援事業、2つを併用することも可能ということとなっておりますが、この経営発展支援事業、いわゆる機械等の整備に対する補助ですが、この補助条件が1,000万円から500万円に下げられているということになります。

この事業については、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。新規就農者というのは、五ヶ瀬町にとって非常に貴重な存在だと思います。今後もしっかりとした支援をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 同じく25号議案の13ページでございます、コンピューター管理費というのがございますが、こちらの詳細について、それから増額になった理由について、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。小笠原議員の御質問にお答えします。

委託料の728万2,000円の増額のことだと思いますけど、これにつきましては、電算システム及び機器補修委託料の増ということで、現在使用していますインターネットアプリケーションのサービスが、今年度4月31日をもってサービス提供を終了することになりまして、導入されてます富士通Japanから連絡があったところから、このままでは業務に支障が出ることから、代替製品の導入を行うということで、既存製品が5年リース契約を締結しておりまして、契約不履行でもあることから、費用は、サーバー機器は無償ということで、作業費用のみということで、その分を計上しております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 728万円のシステムが使えなくなったということでの増額ということで、個人的な考えでいきますと、もう契約は不履行ということですので、サーバーだけではなくて、その実際の労務費等も富士通が負担するべきではないかなと、一般の感覚ではそういうふうに思われますし、金額が非常に大きいです。また、こちらのコンピューター管理費、これは僕の見間違いでなければ6,800万でございますね、この補正前の額、6,800万ということで、年間の金額だと私は承知しますが、これが10年間続くとなると6億円ということだと思います。これはもう今日傍聴に来ている皆さんでも、この6,000万のほぼ7,000万の掛

ける10年間だと7億円という金額になってくると思うんですけども、その中で債務不履行が行われたということであれば、その富士通に対してもう少し強い態度で臨んでいただいてもよろしいのではないかなと、私は個人的なといいますか、一般的な感覚で申しますと思われる。やっぱり、その辺はどのようにお考えになりますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。小笠原議員の質問にお答えします。

その部分がありましたもんですから、一応、富士通といろいろやり取りして、作業費用だけは、もう必ずくれということになりまして、その変わりサーバー機器については無償でということでの決着を見て、金額的には大きいんですけど、おっしゃるとおりなんですけど、今の時代ですからコンピューターなくしては、ちょっと行政運営できませんので、もう仕方がないことじゃないかなと思ってます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 了解いたしました。課長、皆様が折衝された上でのこの金額ということで、理解いたしました。

また、このコンピューター管理というのは、同じく富士通1社が請け負ってるんでしょう、それとも、また違う業者が請け負っておるのでしょうか、その辺をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 小笠原議員の当初の質問が、委託料の728万2,000円がどうかということでしたので、ほかの契約者がどうこうということにつきましては、これはまた別の機会に質問されてください。

○議員（2番 小笠原将太郎君） はい、分かりました。ありがとうございます。了解しました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。議案25号一般会計補正予算、一般管理費の中で、ページ数では12ページです。報償費ということで、名誉町民の町民賞を与えるということと、一時金を支払うということで報償費が上がっております。名誉町民の町民という方のお名前と発表ができれば。それと、この式典についての計画はあるのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。佐藤議員の御質問にお答えします。

12ページの報償費としまして56万4,000円、名誉町民賞として26万4,000円、名誉町民遺族一時金として30万の予算計上しております。これは、さきに亡くなられました村中眞信氏の推戴式を予定しております。今、親族との調整中でありまして、7月から8月内には推

戴式のほう行いたいと思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 続きまして、一般会計補正予算の商工費の中の観光費、ページ数では22ページです。

先ほどから何度かほかの議員の皆さんが質問されてますけど、観光費森林公園事業費等であります。14万の工事請負費で、施設設備工事費、森林公園事業費の中の修繕料ということでやっておりますが、これについて、2つともほかの別紙に出てます要旨では、コロナ関係の予算でこれに充当するというようになっております。私が心配するのは、この修繕料がコロナ関連予算でできるのかということであります。頻繁にコロナ関係予算がほかの事業に使われてるんでないかというマスコミ等の報道もありますので、そのあたりについて大丈夫なのか心配しているところですが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

国からの方針で、ポストコロナといいますか、出口戦略に向けて町内への観光者の流入策ということで、今から計画を国のほうに提出するわけではありますが、一応、大丈夫ではないかなと読んでいます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。これについては、十分なら、やはり説明ができるという状況で使用してもらいたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。議案第25号、この別添資料の中の主なソフト事業なんですが、国庫補助事業で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金と、その下に子育て世帯支援特別給付金、これ2項目上がってますが、この中にシステム改修費それぞれ上がってます。

このシステムは、国との直結ですか、それとも県、町独自の事業になってるんでしょうか。駄目？不適切、駄目？

○議長（甲斐 政國君） 今の質問なんですけれども、つまりその議案書ではないという、じゃけ、議案書の中の……。

○議員（4番 太田 保義君） 議案書の……。の下の付随資料が2項目上がってますけど、下に……。説明資料として、コロナと、それからソフト事業と……。

○議長（甲斐 政國君） その、あれでしょ、いわゆる投資的な事業とか、そういうことじゃないですかね。ソフト事業とか投資的事業のところのその添付書類のことを言ってらっしゃる。

○議員（４番 太田 保義君） そうです。はい。

○議長（甲斐 政國君） 一応、これは議案書ではありませんので……。

○議員（４番 太田 保義君） 駄目なんですか……。

○議長（甲斐 政國君） 議案に添付された内容ですね。ですから、議案書の中でその項目を選び出して、質問されてください。

○議員（４番 太田 保義君） ああ、分かりました。はい。じゃあそこまで……。

○議長（甲斐 政國君） あると思います。その項目は。

○議員（４番 太田 保義君） 分かりました。じゃあちょっと調べないと、これは即答できません。どうでしょうか。じゃあ質問を取り消すことになるんですかね。

○議長（甲斐 政國君） はい。今のところまだ質問としては上がってませんので……。

○議員（４番 太田 保義君） 議会途中で分かったら、また手を挙げますので、よろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。７番、綾健一議員。

○議員（７番 綾 健一君） ７番、綾健一でございます。一般会計補正予算の２５ページになります。

そこの学校管理費の中で、給料の１２２万５、０００円が上がっております。これは、会計年度任用職員給料となっておりますが、何名の方がいらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。綾議員の御質問にお答えいたします。

人数につきましては、１名でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ７番、綾健一議員。

○議員（７番 綾 健一君） 綾健一でございます。今８名というお答えがありましたけど、え、失礼します。（「１名」と呼ぶ者あり）１名。あ、１名ですか。１名ですね。はい、分かりました。で、１名の方でこういった管理ができるのか、そこんところをちょっと御説明お願いします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。今回の予算に上がってる分につきましては、１名ということでございます。

○議長（甲斐 政國君） ７番、綾健一議員。

○議員（７番 綾 健一君） その１名の方っていうのは、どういったお仕事をされるのか。

1名の方、こういった管理をされるのか、その職業について、御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。この1名の会計年度任用職員さんにつきましては、学校の臨時職員ということでございます。1名です。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） ありがとうございます。全般にわたっていろんなことをされるといふふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 先ほどの御質問に対してでありますけれども、教職員と私は申し上げましたけれども、給食調理員の間違いでございます。訂正させていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 7番、綾健一議員。

○議員（7番 綾 健一君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本5件について討論を行います。討論がありましたら、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第25号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第30号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第7、議案第30号物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件につきましては、去る6月14日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。議案第30号のコミュニティバス購入の件について、まず、確認をさせていただきます。この前、14日の説明の中で、23人乗るということで1台ということでお伺いしました。福祉車両であるというようなことの説明だったと思います。その確認と、あと、車が二駆なのか、四駆なのか。それと、納期日が契約の日から来年の令和5年2月28日と、皆さん御存じのとおり、今いろいろ新車受注依頼しても、すぐに来ないということで、この日にちを設定されているのかということ。それともう一点だけ、今、既存のやつのコミバスは、購入後は廃棄処分になるのかなということ、まず確認させてください。お願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

お見込みのとおり、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業を活用しております。このコミュニティ助成事業が、住民の福祉増進の観点から、車椅子利用者の方も乗車できるよう、リフト付車両を導入することとされております。車椅子2脚を含む23人乗りの車両でございます。四輪駆動車でございます。

納期もお見込みのとおり、半導体等なかなか輸入が難しいというようなことで、ぎりぎりの3月で設定しているところであります。

現存する車両については、下取りを考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。すみません。ありがとうございます。結論から言うと、福祉車両でなければ購入ができないということでしょうか。それと、既存の今の車は、下取りということであれば、また次の9月、12月あたりの補正等で何かに関わってくるのか、そこをまたお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

下取りにつきましては、この経費の中に組んであると思っております。コミュニティ助成事業でなければ、福祉車両でなくてもよろしいんでしょうけど、せつかくの100%の事業でございますので、採択になったときには、福祉車両、車椅子利用者の方も利用できるように、1台ずつでも導入していければと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） はい、すみません、何度も。現場の運転手さんともちょっとお話をさせていただいたときに、今ある福祉車両が、そう利用性がないというようなことでありましたので、できれば大勢乗れるコミュニティバスのほうがいいのではということを知りましたので、お尋ねしたところであります。

それと、ちょっとこのバス購入に関係しますので、お伺いということで聞かせていただきますが、以前、町内巡回等で町民の御意見等を聴いたとき、小さな集落への週一度でいいから入ってくれんかとかいうようなことが申されまして、前町長のほうにもそういった意見書、要望書というのをお渡ししておるところであります。小さな集落で、やっぱり病院に行くのも非常に大変だと。家族に1週間に1日休んでいただいて、病院に行ってやるっちゃがという話も聴きましたので、ぜひ、大型バスも当然ニーズはあるわけなんですけども、そういった小型バスとかいうのを、今後しっかり検討していただいて、そういった住民とか、運転手さんとかいう声をしっかり、要望を聴きながら、このコミュニティバス事業を展開していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。議案第30号について、若干御質問させていただきます。

2番の契約の方法、地方自治法上は、随契できるのは、たしか80万が限度だったと思いますけど、これ随契にされた理由、その理由、簡単に説明願います。

それから、下のほうの6番、専決処分に係る事項で、契約金額の1割以内の増減、専決処分に

上がってますけど、契約してから1割以内の増減ということを見込むという考え方はどこにあるのか。最初にその指示書、明細書を作れば、そんな増減するのは考えられないんですが、この言葉が、文言が入っている考え方を教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

随意契約、地方自治法上80万というのではないと思っております。うちの、本町の条例上、議案には700万以上ということがありますので、三菱ふそうトラック・バス株式会社が、この車両、4WDというのはここしかないというもお聞きしているところで、庁舎内の指名審査会で議論させていただいて、随意契約をさせていただいております。

専決処分に係る事項につきましては、1割以内の増減とありますが、今のところ変更契約は考えておりませんが、仮に100円でも200円でも異動が生じた場合に、その都度議会に提案するということがいかなものかということもありまして、1割以内に設定させていただいて、変更契約をさせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。随意契約のところなんですが、地方自治法上はたしか指名競争入札、随意契約、それぞれ規定があったと思います。だから700万というのは、どこに根拠があるのか私分らないです。もし、私の質問が誤解であったら、またこれは後で訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけど、700万というのは、町の条例で議会の議決を経るべきというようなことで、事項が700万以上の物品購入契約とされておりまして、随意契約についての金額というのは設定されてございません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） この随意契約というのは、条例上のもので、地方自治法上の中に随意契約する金額はそれぞれ定めてあると思うんですよ。条文が出ているので分かると思うんですけど、それに該当すると思うんですよ、私は。700万って金額は、地方自治法上には、どのあれにもなかったような気がするんですが。若干だから、町の条例と地方自治法上の規則等にそこがあると思いますが、以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

私は、700万というのは、先ほどから申しているとおおり、議決事項で申し上げます。どこにもその数字というのは、随意契約ということには触れておりませんので、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。私が言いたいのは、公務員は大体地方自治法上にとつて仕事やってると思うんですよ。地方自治法上で身分も保障されてるし、私ちょっと契約、地方自治法上の契約読ませていただいたんですが、その随意契約というのが、何じゃ、施行令の中にありますかね、物品の購入とかいろいろ各項目がありまして、これでやりなさいというふうに国の定めなんですね。私はそういうふうに解釈しているんです。だから、700万について云々、議会に云々ちゅうのは、ちょっと話が合わないんじゃないかと思う。今までこんなことしたれたのかんと思うんですが、私のほうに、もし誤りであれば、これはまた後日訂正させていただきますが、再度、地方自治法上の契約の項目を確認していただければ幸いです。以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

地方自治法上は、私たちも当然、当たり前ながら順守しておるつもりであります。漏らしがあつたら大変申し訳ないですが、随意契約については違法なことは行ってないと思っております。以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） すみません。もうこれは、これ以上、議論というか、議論って失礼かもしれないですけど、それぞれの考えですけど、また、後日、あの書類を取りまとめてして、相談に伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第30号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 発議第4号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第8、発議第4号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。発議第4号議員派遣については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第9. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第9、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、各特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申出がありました。各議員から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） これで、本定例会に付された議事の全部を終了しました。

会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る6月14日の開会以降、8日間にわたり熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。新町長をはじめ、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力いただき、ありがとうございました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。それでは、私のほうから、本定例会終了に当たりまして、執行部を代表させていただき、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして、御承認を賜り、心から感謝申し上げます。本定例会は、私自身にとって初の議会であり、時間的余裕もなかったことから、対応がきちっとできたのかと、自問自答するところもございます。

初日の所信表明で申し上げましたとおり、町の発展のために、これから全身全霊で取り組んで

まいる所存です。

人口減少対策、暮らしを支える対策、活力を生むための対策、健全な財政運営など、やるべきことは山ほどあります。行政のみでは解決できない課題ばかりです。

これからも議員の方々と確かな情報を共有し、町民のために一緒に問題解決に汗をかいていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

人口が減る中で、将来を見据えてものを考えていくことは大変なことではありますが、先人の努力を思えば、これだけ科学技術が進み、田舎でもいろんな情報が一瞬で取れる世の中です。皆で知恵を出し合い、また、よそからの知恵を借りながら、心豊かに暮らしていける五ヶ瀬町づくりができるはずだと確信をしております。

なお、庁舎建設工事も駐車場整備を残すのみとなっております。長期間にわたり、町民の皆様には御不便をおかけしております。できるだけ早く完成をさせ、御利用いただけるよう努めてまいります。

終わりの見えない新型コロナウイルス感染症対策も引き続き行ってまいります。以前の田舎らしい落ち着いた暮らしへ戻れるよう、徐々にシフトしていかなければならないと考えております。

最後に、梅雨空が続き、体調を壊しやすい時期でもあります。議員の皆様におかれましては、健康に御留意され、ますます御活躍をいただきますように御祈念を申し上げまして、令和4年第2回五ヶ瀬町議会定例会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、誠にありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に御配慮をいただき、執行の上に十分反映されますようお願い申し上げます。

これもちまして、令和4年第2回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

午前10時56分閉会

○ 令和4年第2回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (五ヶ瀬町税条例等の一部改正について)	令和4年 6月14日	承認
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について)	令和4年 6月14日	承認
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(専決第3号))	令和4年 6月14日	承認
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号))	令和4年 6月14日	承認
報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号))	令和4年 6月14日	承認
報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(専決第1号))	令和4年 6月14日	承認
報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号))	令和4年 6月14日	承認
報告第9号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更について)	令和4年 6月14日	—
報告第10号	繰越明許費繰越計算書について (五ヶ瀬町一般会計)	令和4年 6月14日	—
議案第22号	五ヶ瀬町副町長の選任同意について	令和4年 6月14日	同意
議案第23号	西臼杵郡公平委員会委員の選任同意について	令和4年 6月14日	同意
議案第24号	五ヶ瀬町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	令和4年 6月21日	原案可決

議案第25号	令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第1号）について	令和4年 6月21日	原案可決
議案第26号	令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	令和4年 6月21日	原案可決
議案第27号	令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	令和4年 6月21日	原案可決
議案第28号	令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	令和4年 6月21日	原案可決
議案第29号	令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	令和4年 6月21日	原案可決
議案第30号	物品購入契約の締結について	令和4年 6月21日	原案可決
発議第4号	議員派遣について	令和4年 6月21日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員